

国の庁舎における AED の周知・管理等に関する
調査

令和 5 年 11 月

九州管区行政評価局

前 書 き

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）は、心停止傷病者に電気ショックを与えて心臓の正常なリズムを回復させる医療機器であり、平成16年に医療従事者以外にも使用が認められて以降急速に普及が進み（注）、今では利用者の多い公共施設や交通機関、商業施設等のほか、国の行政機関が入居する庁舎でも設置が進んでいる。

令和4年版救急・救助の現況（総務省消防庁）によると、令和3年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者のうち、一般市民がAEDによる除細動を実施した場合の1か月後生存率は49.3%で、一般市民がAEDによる除細動を実施しなかった傷病者（適応でなかった傷病者を含む。）の1か月後生存率（9.5%）と比較すると約5.2倍と高くなっている。

一方、令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたが、その際には、限られた医療機関でのみ受診可能であったものが幅広い医療機関において受診可能となることなどから、救急搬送や救急医療提供体制への影響が懸念されていた。

当局は、こうしたことを背景に、速やかな応急手当と救急搬送が必要な心停止への対処に有効なAEDに着目し、有事において、目撃した市民が迅速にAEDにたどり着き、問題なく使用することができる環境にあるかとの観点から、国の行政機関の中でも不特定多数の訪問が見込まれる法務局、税務署及び公共職業安定所におけるAEDの管理、設置情報の提供、誘導案内等の状況を調査したものである。

今回の調査では、多くの調査事項でほとんどの機関が適切に対応している状況がみられた一方で、公開されているAED設置情報が正確でない例や組織的な励行が徹底されておらず日常点検が行われていない例などもみられたため、現地機関における改善を求めるとともに、厚生労働省本省による全国的な対応が必要と考えられる事項については、総務省行政評価局を通じて対応を求めることとしている。

（注）厚生労働省の推計によると、令和4年3月時点で約67万台が全国に設置されている。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 財団全国 AED マップを活用した AED 設置場所の周知状況	2
(1) 制度概要等	2
(2) 調査結果	5
2 AED 配置場所の選定及び周知状況	13
(1) 制度概要等	13
(2) 調査結果	13
3 AED 管理者（庁舎管理者）による日常点検の実施状況等	15
(1) 制度概要等	15
(2) 調査結果	16
4 AED の操作に関する講習の実施状況	28
(1) 制度概要等	28
(2) 調査結果	28
第3 資料編	32
1 事例表	32
2 資料	36

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行される際に救急搬送や救急医療提供体制への影響が懸念されていたことから、速やかな応急手当と救急搬送が必要な心停止への対処に有効なAEDに着目し、目撃した市民が迅速にAEDにたどり着き円滑・確実に使用できる環境にあるかとの観点から、九州管内の国の行政機関の中でも特に不特定多数の訪問が見込まれる法務局、税務署及び公共職業安定所におけるAEDの管理、設置情報の提供、誘導案内等の状況を調査したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

福岡法務局（八幡出張所、長崎地方法務局、同諫早支局、熊本地方法務局、同八代支局、大分地方法務局、同杵築支局、同佐伯支局、鹿児島地方法務局、同出水出張所）、福岡国税局（博多税務署、小倉税務署、長崎税務署、諫早税務署）、熊本国税局（熊本東税務署、八代税務署、大分税務署、佐伯税務署、鹿児島税務署、出水税務署）、福岡労働局（福岡中央公共職業安定所、小倉公共職業安定所）、長崎労働局（長崎公共職業安定所、諫早公共職業安定所）、熊本労働局（熊本公共職業安定所、八代公共職業安定所）、大分労働局（大分公共職業安定所、佐伯公共職業安定所）、鹿児島労働局（鹿児島公共職業安定所、出水公共職業安定所）

(2) 関連調査等対象機関

熊本市

※ 上記調査を行う過程で、総務省消防庁、厚生労働省、一般財団法人日本救急医療財団からも情報収集を行った。

3 担当部局

九州管区行政評価局

4 実施時期

令和5年4月～11月

第2 調査結果

1 財団全国 AED マップを活用した AED 設置場所の周知状況

(1) 制度概要等

ア 国の庁舎における AED の設置状況

厚生労働省の推計によると、全国には約 67 万台の AED が設置されている（令和 4 年 3 月現在）。AED の設置が求められる施設については、平成 25 年 9 月に一般財団法人日本救急医療財団（以下「救急医療財団」という。）が作成し、厚生労働省が公表している「AED の適正配置に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月補訂。以下「AED 配置ガイドライン」という。）において、一般的に利用者の多い公共施設、交通機関、商業施設等が「AED の設置が推奨される施設」とされており（注）、現在では国の行政機関が入居する庁舎においても高い割合で AED が設置されている状況にある。

（注）具体的には、①駅・空港・サービスエリア・道の駅、②旅客機や長距離列車、③スポーツジム、④デパートやスーパー、⑤アミューズメントパークや動物園、⑥比較的規模の大きな公共施設（市役所、公民館、市民会館等）、⑦人口密集地域にある公共施設（交番、消防署等）、⑧高齢者介護や福祉施設、⑨学校等が挙げられている。

イ AED 設置場所の周知に関する国の対応

厚生労働省は、非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方研究会報告書（平成 16 年 7 月 1 日）において、「不特定多数が利用する施設等で、設置者が、非医療従事者が活用できるよう自動体外式除細動器を備え付けている場合には、当該施設等に自動体外式除細動器が配備されていることを明示することが期待されている。」とされたことを踏まえ、平成 16 年に AED の非医療従事者による使用が解禁され、AED が普及し始めた当時から、救急医療財団への AED 設置情報の積極的な登録の要請や都道府県への住民に対する積極的な情報提供の要請など、AED 設置情報の国民への周知を推進してきた。

ウ AED 設置場所をウェブサイト等で検索できる「AED マップ」

AED 設置情報の周知に関して、今では、様々な形態の「AED マップ」（ウェブサイト又はアプリケーションソフトウェアの地図上に AED の設置場所を示すマークが表示されるもの）が、表 1-①のとおり、様々な団体により運用されている。

表 1-① 令和 5 年 7 月現在運用されている AED マップの例

マップの名称 〔運用主体〕	対象区域 〔 情報登録・ 更新の主体〕	マップの内容、特徴等
財団全国 AED マップ 〔救急医療財団〕	全国 (AED 管理者)	平成 27 年 6 月に運用開始。AED 管理者が専用の登録用紙（新品の AED に同梱）を使って AED 設置情報の登録・更新を行う方式で、全国エリアをカバーしている。 情報量は約 35 万件（令和 5 年 7 月現在）と多い。
AED N@VI 〔(公財) 日本 AED 財団〕	全国 (誰でも可)	今、近くにある AED の正確な情報を公開することを目的としている。蓄積されたデータはオープンデータとして活用できるようになっている。 AED 管理者に限らず誰でも、次の手順により AED 設置情報の登録・更新を行うことができる。 ① 自身のメールアドレスをアプリに登録してサポーターとなる。 ② 自身が所在する地点（又はその近隣の建物）に設置されている AED の情報について、登録・更新の申請をアプリ上で行う。 なお、上記②で申請された情報について、ゴールドサポーター（一定以上の情報登録実績があり、マップ運営者が認めた者）が承認することで、マップ上にマークが表示され、最終更新日から 1 年以内の正確な情報のみ公開される仕組みとなっている。 平成 30 年 9 月に運用開始。令和 4 年 9 月、スマートフォン無料アプリ「救命サポーター『team ASUKA』」にリニューアル。AED 設置状況の写真を閲覧できるほか、現在地から AED 設置場所までのルートもマップ上に表示される（資料 1-①参照）。 情報量は約 6 万件（令和 5 年 7 月現在）
自治体が運営するマップ 〔一部の県、市町村〕	特定地域 (AED 管理者)	マップの運用開始時期は自治体ごとに異なる。自治体からの呼び掛け（ホームページ等）に応える形で AED 管理者が申込書をダウンロードするなどして登録を行う。 なお、今回当局が調査対象とした 30 機関の庁舎が所在する 11 市のうち 5 市（北九州市、福岡市、長崎市、大分市及び鹿児島市）が独自に AED マップを運営している。

(注) ウェブサイト情報等に基づき当局が作成した。

これらの AED マップの中でも、救急医療財団が運用する「財団全国 AED マップ」は、平成 27 年 6 月と比較的早い時期に運用が開始されており、その後、表 1-②のとおり運用ルール等の変遷がみられるが、現時点においても、全国エリアをカバーし、かつ、AED 管理者自身が情報の登録・更新を行う方式の AED マップとしては唯一のものとなっている。

AED 管理者が財団全国 AED マップに情報を表示させようとする場合、①初めて施設に AED を設置した場合、②その後 AED の耐用年数経過により AED の更新（新品等への交換）を行った場合のいずれにおいても、「設置年月日」、「住所」、「施設名」等の情報（以下「AED 設置情報」という。）を救急医療財団に登録する必要がある。

仮に、上記②の AED 更新時に AED 設置情報の登録作業がなされなかった場合は、上記①の古い AED の設置年月日から 8 年が経過するとマップ上のマークが消失し（平成 30 年 4 月に救急医療財団が導入したルールによる。）、実際には AED が設置されているのにマップ上にはマークがないという事態が発生するおそれがあるため、特に注意が必要である。

表 1-② 財団全国 AED マップに関する運用ルール等の変遷

年 月	運用ルール等の変遷
平成 19 年 4 月	<p>〔財団全国 AED マップの運用開始以前〕 AED 設置場所の情報（住所、ビル名等）を文字情報（エクセルファイル）でホームページ上に掲載する「AED 設置場所検索」の運用を開始 ※ 当時は製造販売業者が当該情報の登録作業を担当</p>
平成 27 年 6 月	<p>財団全国 AED マップの運用開始 心停止事案発生時における救命率の更なる向上を目的として、画面上の表示方法を、それまでの文字情報からより視覚的に分かりやすいマップ形式に変更 ※ これに伴い、それまでは製造販売業者が担っていた登録作業を AED 管理者自らが行うようルール変更がなされた（注 2 参照）。</p>
平成 29 年 7 月	<p>スマートフォン用アプリ（iPhone 版）の配信開始 マップ情報をスマートフォンでより早く閲覧できるアプリ「QQ・MAP」（無料）の配信を開始</p>
平成 30 年 4 月	<p>マップ上に表示されるマークの消失に関する新ルールの導入 「設置年月日から 8 年以上経過した AED については、マップ上のマークが表示されなくなる。」という新たなルールが導入された。 ※ なお、文字情報が残り、その後 AED 管理者が改めて AED 設置情報の登録作業等を行えば、再びマークが表示される。</p>
令和元年 12 月	<p>スマートフォン用アプリ（Android 版）の配信開始（資料 1-②参照）</p>

(注) 1 救急医療財団のホームページ情報に基づき当局が作成した。

2 AED 管理者が AED 設置情報の登録作業を行う方法としては次の二種類の方法があり、いずれも救急医療財団のホームページにおいて紹介されている（資料 1-③参照）。

- ① ウェブサイト画面上で AED 管理者が自ら作業を行う方法（AED 管理者が救急医療財団のホームページにアクセスし、必要事項を直接入力）
- ② AED 管理者が救急医療財団に「登録書」を郵送し、同財団に情報の入力作業を依頼する方法（AED 管理者は AED 本体の納入時に梱包ケースに同梱されている「登録書」に必要事項（住所、配置箇所、使用可能時間帯等）を記入して救急医療財団に郵送。これを受けた同財団の職員が入力作業を行う。）

エ 財団全国 AED マップに関する厚生労働省及び総務省消防庁の対応

前述 1(1)イでも触れたように、厚生労働省は、AED の医療機関以外の施設等への設置が進んだ当初から AED の設置情報等を全国的に収集・提供していた救急医療財団と連携することで、AED 設置情報の国民への周知を推進してきた。

そうした流れの中、財団全国 AED マップの運用開始から間もない平成 27 年 8 月には、厚生労働省及び総務省消防庁は、次のとおり、それぞれ関係機関に通知を发出し、財団全国 AED マップに登録された情報の適切な更新、消防本部の口頭指導における情報の活用等を要請している。

(7) 厚生労働省

「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 8 号厚生労働省医政局長通知。以下「平成 27 年 8 月厚労省通知」という。資料 1-④参照）を各府省及び都道府県に发出し、次の①、②を周知するとともに、財団全国 AED マップへの情報登録・更新を要請

- ① 財団全国 AED マップが運用開始されたこと（それまでは文字だけで公開されてきた AED 設置場所情報をマップ形式での表示に変更）。
- ② これに伴い、情報の登録・更新作業に関するルールが変更になったこと（それまで製造販売業者が担っていた作業を AED 管理者自らが行うよう改められた。）。

(4) 総務省消防庁

「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け消防救第 119 号消防庁救急企画室長通知。以下「平成 27 年 8 月消防庁通知」という。資料 1-⑤参照）を各都道府県消防防災主管部（局）長に发出し、財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供の推進（既存のホームページへのリンクの設定など）や、119 番通報者への口頭指導時における情報の活用（通報者に最寄りの AED 設置場所を伝えて AED の使用を要請するなど）の検討などを要請

(2) 調査結果

ア 財団全国 AED マップに関する関係省庁の見解

平成 27 年 8 月厚労省通知及び平成 27 年 8 月消防庁通知の发出から約 8 年が経過しており、その間に運用開始された後発の AED マップもみられる（表 1-①参照）ことから、AED 設置情報の取得については「財団全国 AED マップ以外にも利用できるツールが増え、これらが併存している状態」へと情勢が変化していると考えられる。

このため、当局が厚生労働省及び総務省消防庁に聴取したところ、厚生労働省は「救命率向上の観点からも財団全国 AED マップに登録された情報が正確であることは重要であると考えている。」との見解であり、総務省消防庁も「財団全国 AED マップの正確性が向上されることについては、望ましいことである。」との見解であった（資料 1-⑥、資料 1-⑦参照）。


イ 救急救命現場における財団全国 AED マップの活用例

救急医療財団によると、全国で政令指定都市 3 市（さいたま市、名古屋市及び熊本市）が同財団との間で財団全国 AED マップの登録情報を共有（市消防局の通信指令シ

システムに当該情報を実装)する協定を締結しており、これら3市の消防局では、財団全国 AED マップに登録された最寄りの AED 設置場所を指令から 119 番通報者に口頭で伝えることにより救命率を高める取組が行われている(協定の締結時期は、さいたま市:令和4年5月、名古屋市:平成30年3月、熊本市:同31年3月)。

これら3市のうち熊本市に、当局が当該取組の効果等について聴取したところ、表1-③のとおり、財団全国 AED マップに登録された AED 設置場所の情報を 119 番通報者に案内したことで心停止状態にあった傷病者の人命救助につながった例が少なくとも2件あるなど、救急救命の現場において財団全国 AED マップの情報が活用されている状況がみられた。

表 1-③ 熊本市消防局における救急医療財団との協定締結の経緯、効果等

区 分	概要等
協定締結日	平成31年3月29日
協定締結の目的	財団全国 AED マップを活用し、AED が必要とされる場面で有効に使用され、突然の心停止から社会復帰する傷病者が増えるシステムを構築すること
協定締結の経緯	市消防局において令和2年度から新しい通信指令システムの導入が予定されていたため、そのタイミングに合わせ「指令システムの地図上に AED 設置場所に関する正確な情報を反映させたい。」と考え、協定締結に至った。
協定締結による効果	<p>協定の締結により、財団全国 AED マップの最新情報をいつでもダウンロードでき、CSV データとして指令システムの地図画面に取り込むことができることとなった。市消防局では、毎年1回(6月頃)通信指令システムの地図更新作業を行っており、その際にその時点での最新データを取り込むこととしている。</p> <p>なお、この CSV データには、財団が非公開としている詳細な情報(個々の AED 設置場所の緯度・経度など通信指令システムの地図上に正確に取り込むために不可欠なもの)も含まれている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(写真:熊本市消防局 指令管制室) 熊本市消防局提供</p>  </div>
実際の活用例	令和2年4月の取組開始から約3年間で、119番通報者に財団全国 AED マップの登録情報(最寄りの AED 設置場所)を教示して人命救助(一命を取りとめただけでなく社会復帰まで)につながった例が少なくとも2件あった。

(注) 当局の調査結果による。

ウ 財団全国 AED マップに登録された AED 設置場所情報の正確性

(7) 国の庁舎（九州管内 30 機関）についての確認結果

九州管内に所在する国の行政機関のうち、当局が「窓口業務を有し、多くの一般住民の訪問がある。」との観点から法務局、税務署及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）を 30 機関抽出（注）して財団全国 AED マップの表示内容（令和 5 年 4 月時点）を確認したところ、表 1-④のとおり、マークがマップ上の正しい場所に表示されているものは 11 機関（36.7%）のみで、マップ上にマークが表示されていないものが 17 機関（56.7%）、マップ上にマークは表示されているものの表示位置が実際の設置場所とは異なるものが 2 機関（6.7%）みられ、また、表示がされていない又は正確ではない事例は法務局、税務署及びハローワークのいずれの機関でもみられるなど、全体的に正確性に欠ける状況となっていた。

（注）九州 7 県のうち人口の多い上位 5 県（福岡、長崎、熊本、大分及び鹿児島）からそれぞれ 2 機関ずつ（計 10 機関ずつ）抽出。

なお、これら 30 機関のうち、大分地方法務局佐伯支局（令和 5 年 3 月に初めて AED を設置）を除く 29 機関では、十数年前から AED を設置している。

表 1-④ 調査対象 30 機関における財団全国 AED マップの表示状況 （単位：機関）

AED マップの表示状況	法務局	税務署	ハローワーク	計
表示あり	5	6	2	13
正確に表示	4	5	2	11
表示位置に誤り	1	1	0	2
表示なし	5	4	8	17
8 年経過により消失	4	4	1	9
未登録	1	0	7	8
計	10	10	10	30

- （注）1 当局の調査結果による。
 2 令和 5 年 4 月時点での表示状況である。
 3 資料 1-⑧参照

マップ上にマークが表示されていない 17 機関は、次の①及び②に大別される。

- ① 過去に AED 設置情報の登録が行われたが、その後、AED 更新時に AED 設置情報の登録作業がなされず、当初の設置年月日から 8 年経過したことによりマークが消失しているもの：9 機関
 ※ 施設名で検索すると、文字情報（施設名、住所及び登録番号（6 桁））が表示される。
- ② これまで一度も AED 設置情報の登録が行われていないもの：8 機関
 ※ 上記のような検索を行っても文字情報を含め一切の情報が表示されない。

このうち、②の「これまで一度も登録が行われていない」ケースは、法務局及び税務署では約1か月前にAEDが初めて設置された大分地方法務局佐伯支局のみであったのに対し、ハローワークでは10機関中7機関と多くみられた。

財団全国AEDマップは、前述1(2)イに記載のとおり、救急救命現場においても活用例がみられ、心停止事案が発生した場合の救命率向上に寄与するものであると考えられるが、このようにマップの表示内容が正確性に欠ける状態ではマップ本来の機能が十分発揮できないことが懸念される。

この点について、救急救命現場において財団全国AEDマップの情報を積極的に活用している熊本市消防局からは次のような意見が聴かれた。

【熊本市消防局の意見】

○ 119番通報者の付近の建物にAEDが設置されていたとしても、マップ上にそのマークがないと消防指令センターから当該設置場所を案内することができず、助けられる命も助けられないことになってしまう。

また、「庁舎が移転し、そこにAEDがないにもかかわらず、旧庁舎の位置にマークが表示されたまま」といった事例の場合、消防指令センターの担当者はマップ上のマークを信頼して119番通報者に対し当該場所を案内するので、「案内に従ってAEDを取りに行ったところ、現地にはAEDがなかった。」ということになりかねないので、そのようなことがないように、財団全国AEDマップの情報の正確性は重要である。

(4) 発生原因の分析

財団全国AEDマップは次の①、②のルールにより運用されている。

① AED設置時やその後のAED更新時におけるAED設置情報の登録作業は、AED管理者自らが（「i webによる作業」、「ii 登録書の郵送」のいずれかの方法で）行う必要があること。【本項目において「ルール1」という。】

※ 本ルールが適用される平成27年8月以前は、これらの作業は製造販売業者の役割とされていたことに注意が必要。

② AED更新時にAED設置情報の登録作業がなされずに当初登録された設置年月日から8年が経過すると、マップ上のマークが自動的に消失してしまうこと。【本項目において「ルール2」という。】

※ AED管理者がルール1について「製造販売業者の役割」と誤認していた場合、結果的に「誰もAED更新時にAED設置情報の登録作業を行わないまま8年が経過」という事態が生じるおそれがある。

調査対象30機関において、これらルールの認知状況について調査した（注）結果は以下のとおりである。

（注）AED設置情報の登録作業を上部機関が担っているケースもあるため、これら30機関の上部機関である8機関（大分地方法務局、福岡国税局、熊本国税局、福岡労働局、長崎労働局、熊本労働局、大分労働局及び鹿児島労働局）も含め、各ルールの認知状況を調査した。

a ルール1の認知状況

表1-⑤のとおり、30機関のうちルール1を認知しているものは8機関(26.7%)のみで、7割以上の22機関(73.3%)が当該ルールを認知していなかった。また、当該認知状況と財団全国AEDマップの表示状況との関係を見ると、ルール1を認知している8機関では全てマップ表示があるのに対し、ルール1を認知していない22機関においては、その8割近い17機関(77.3%)でマップ表示がなく、マップ表示があるのは5機関(22.7%)だけであった。

これら5機関の状況は次の①及び②のとおりで、いずれもAED設置情報が適切に提供されているとは言えない状況が認められた。

- ① 庁舎移転に伴うAED設置情報の登録作業を行っていないため、移転前の位置にマークが表示されているもの：1機関(福岡法務局)
- ② 「AED設置情報の登録作業は製造販売業者の役割」と誤認して直近のAED更新時(令和4年)にAED設置情報の登録作業を行っておらず、それ以前に登録した設置年月日から6～7年が経過しているため、ルール2により近々マークが消失する可能性が高いもの：4機関(熊本地方法務局、同八代支局、ハローワーク福岡中央、ハローワーク小倉)

表1-⑤ ルール1の認知状況と財団全国AEDマップ表示状況との関係 (単位:機関)

ルール1の認知状況		AEDマップの表示状況	
認知している	8	表示あり	8
		表示なし	0
認知していない	22	表示あり	5
		表示なし	17

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「ルール1の認知状況」については、30機関のほか上部機関8機関にも確認したが、上部機関と下部機関とで認知状況が異なるケースはみられなかった。
 3 詳細については、資料1-⑩参照

また、ルール1を認知しておらず表示もない17機関の中には、「AED設置情報の登録作業は製造販売業者の役割」と誤認してAED更新時にAED設置情報の登録作業を行わないまま8年が経過し、マップ上にあったマークが消失しているものが4機関(博多税務署、小倉税務署、長崎税務署及び諫早税務署)みられた。

なお、ルール1を認知しておりAEDマップに表示がある8機関のうち1機関(佐伯税務署)は、令和4年12月に庁舎移転が行われた際にマップ上の位置情報の更新を失念していたが、現在は修正されている(事例表1-①参照)。

b ルール 2 の認知状況

30 機関及びこれらの上部機関である 8 機関において、ルール 2 を認知している機関は皆無であった。厚生労働省は、ルール 2（平成 27 年 8 月厚労省通知発出後の平成 30 年 4 月に運用開始）についてこれまで関係機関に対する通知発出等の周知を行っていない。

また、そもそも財団全国 AED マップの存在そのものを認知していないものも 30 機関中 17 機関みられ（注）、この傾向は特にハローワークにおいて顕著であった（10 ハローワーク全てが当該マップを知らず）。

（注）表 1-④において「未登録」の 8 機関（大分地方方法務局佐伯支局、ハローワーク諫早、ハローワーク熊本、ハローワーク八代、ハローワーク大分、ハローワーク佐伯、ハローワーク鹿児島及びハローワーク出水）は、全てこの 17 機関の中に含まれる。

厚生労働省は平成 27 年 8 月厚労省通知の発出以降、約 8 年間財団全国 AED マップや具体的ルールについて周知する取組（例：リマインド通知の発出等）を行っていないが、上部機関を含めた調査対象 38 機関では通知類の文書保存年限はおおむね 3 年～5 年程度と定められており、これら機関の中には上記通知が既に廃棄されている可能性が高いものもあった（熊本地方法務局等）。

また、これらの機関では、AED 本体の耐用年数に応じておおむね 6～8 年おきに AED の更新（新品への交換）が行われているが、その反面、AED の管理担当職員は 2～3 年で異動するケースが多いことから「在任期間中、一度も AED の更新作業に携わらないため財団全国 AED マップへの AED 設置情報の登録作業も経験しない」といったケースも少なくなく、8 年前に一度通知が発出されただけでは財団全国 AED マップに関する意識・取組が定着しづらい状況となっていた。

さらに、38 機関の全てが「知らない。」としているルール 2 については、厚生労働省は関係機関への周知・注意喚起は行っておらず、救急医療財団のホームページ（「財団全国 AED マップ登録に関する Q&A」（資料 1-⑩参照））を閲覧しなければ知り得ない情報であるが、上記 38 機関の中には情報セキュリティ上の理由から業務用端末では同財団等のホームページの閲覧ができない機関がみられた（例：熊本国税局、大分労働局等）。

(ウ) 厚生労働省本省から全国の労働局に対する通知の発出状況

前述 1(2)ウ(イ)のとおり、財団全国 AED マップやそのルールに関する認知度が低い傾向は、調査対象 38 機関の中でも特に 5 労働局及び 10 ハローワークにおいて顕著であった（これら機関の全てが当該マップそのものを知らなかった。）。

このため、当局が平成 27 年 8 月厚労省通知の発出元であり、労働局等の上部機関でもある厚生労働省本省（大臣官房地方課及び医政局）に対し、上記通知の発出状況

について確認したところ、「当該通知は他府省に対しては漏れなく発出されていた一方、省内への発出は確認できなかった。」と説明しており、労働局に周知が行われていなかった可能性がある。

(I) 今回の調査の結果を踏まえた各機関の対応

a 九州管内の調査対象 30 機関

当局が令和 5 年 4 月に行った調査（表 1-④参照）において財団全国 AED マップの掲載内容に正確性を欠いていた 19 機関では、いずれも調査結果を受け、正確なマップ情報の表示に必要な作業に着手しており（上部機関による対応も含む。）、同年 9 月 13 日時点で全ての機関が既に改善済み（いずれもマップ上の正確な位置にマークが表示）となっている（資料 1-⑨参照）。

b 厚生労働省本省（医政局）

厚生労働省医政局は、突然の心停止事案が発生した場合にマップ情報が不正確であったため救えるはずの命が救えないといった最悪の事態発生を避けるためにも、早急に全府省（全国の労働局など省内機関も含む。）に対し、改めて財団全国 AED マップやルールについて周知する通知を発出する方針である。

なお、当該通知の発出後も数年おきにリマインド通知を発出するなどして意識定着を図りたいとしている。

(まとめ)

以上みてきたように、近年 AED の設置が急速に進む中、緊急時に AED が迅速・有効に活用されることを目的として、最寄りの AED 設置場所を検索できる「AED マップ」が様々な団体により運用されており、今後も、スマートフォン用アプリの普及等により、より一層利用が進んでいくことが期待される。

これら AED マップのうち、救急医療財団が運用する財団全国 AED マップは、平成 27 年 6 月と比較的早い時期に運用が開始され、当時、厚生労働省及び総務省消防庁では関係機関に通知を発出してその活用を促した経緯がある。

そのような中、当局が法務局、税務署及びハローワークの各 10 機関ずつ計 30 機関を抽出して調査したところ、財団全国 AED マップに正確な情報が表示されていたものは 11 機関にとどまっており、「緊急時における AED 設置場所への迅速・的確な誘導」というマップ本来の機能が十分発揮できないことが危惧される状態となっていた。

また、その背景として、厚生労働省が平成 27 年 8 月厚労省通知を発出して以降、途中「AED の設置年月日から 8 年間経過した場合はマークが自動的に消失」という運用ルールの変更があったものの、約 8 年間にわたり関係府省に対し財団全国 AED マップに関する周知の徹底や情報提供を行っていないこともあり、調査対象 38 機関の多くが同

マップそのものや AED 設置情報の登録や更新に関するルールを認知していない、あるいは誤認しているという状況がみられた。

厚生労働省は、早急に関係府省に対し、改めて財団全国 AED マップや各種ルールに関する周知を図るための通知を発出する等の対応をしたいとしているが、AED 管理者に単に AED 設置情報の登録・更新作業を呼び掛けるだけでなく、定期的にマップに掲載された情報が正しいかどうかを確認し、表示内容や設置情報に変更があった場合は遺漏なく必要な登録等を行うよう注意喚起することも重要であると考えられる。

今回調査対象とした九州管内の各機関では、本調査を契機として財団全国 AED マップの情報が正しく表示されるよう早々に改善が図られたが、これら機関においてはこのような取組を一過性のものとはせず、意識の定着、取組の継続を図っていくことが望まれる。

また、現在では AED 設置情報は財団全国 AED マップ以外にも様々なツールで提供されていることに鑑みれば、厚生労働省は、関係府省に通知を発出する際には、AED を設置している国の行政機関が財団全国 AED マップ以外にも設置情報を提供している場合には、この機会に、自らが情報を提供しているツールにおいて公開されている内容を確認し、必要であれば修正等の対応を行うよう求めることが望まれる。

2 AED 配置場所の選定及び周知状況

(1) 制度概要等

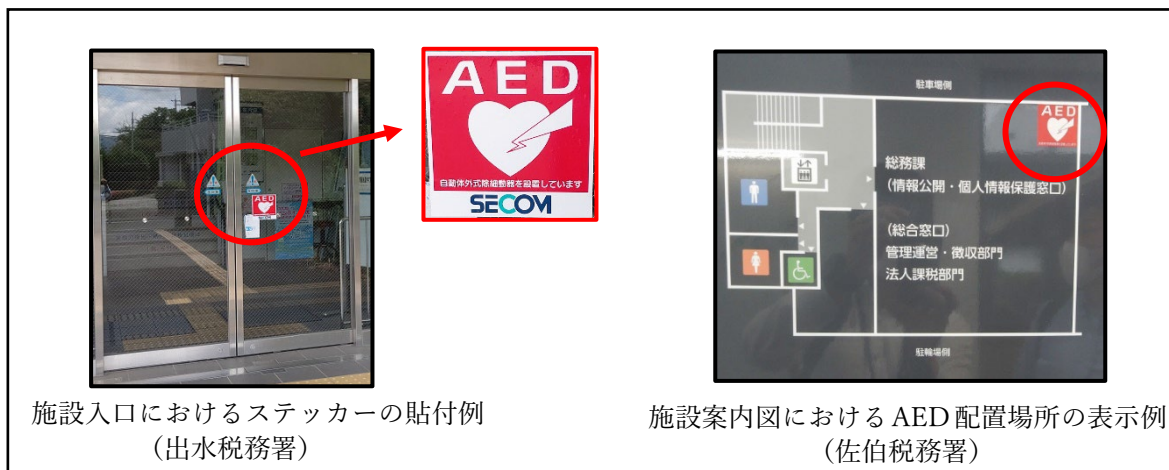
AED が設置された庁舎やその付近で突然の心停止事案が発生し、居合わせた人が一刻も早く AED による救命活動を行うためには、①当該庁舎に AED が設置されていることを外部から一目で認識できること、②庁舎内に入ってから AED 配置場所まで迷うことなく迅速にたどり着けることが重要となる。

厚生労働省は、関係府省宛てに発出した平成 27 年 8 月厚労省通知において、上記①については施設の入口にステッカーを表示すること、上記②については施設内に AED 配置場所まで誘導する案内表示を置くなどの取組をすることを要請している。

また、上記②に関しては、AED 配置ガイドラインにおいて、「AED の配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示することが求められる。」とされている（資料 2-①参照）。

さらに、同ガイドラインでは、AED 配置場所の具体例として「入口付近」、「普段から目に入る場所」、「多くの人が通る場所」を、配置場所の周知の具体例として「施設案内図への AED 配置図の表示」、「エレベーター内パネルに AED 配置フロアの明示」を挙げている。

図 2-① 来庁者に向けた AED 配置場所の周知例



(注) 当局の調査結果による。

(2) 調査結果

調査対象 30 機関において、①「庁舎の外からでも当該庁舎に AED が設置されていることが一目で認識できるよう庁舎入口にステッカーが表示されているか」、②「AED に迅速にたどり着けるよう、庁舎内の見やすい場所への AED 配置又は AED 配置場所に関する案内表示等による周知がなされているか」という観点から現地確認を行ったところ、①

については 29 機関が庁舎入口へのステッカーの表示を行っており、また、②についても 29 機関が庁舎内の見やすい場所への AED 配置又は AED 配置場所に関する案内表示等による周知がなされており、いずれもほとんどの機関が適切に対応していた。

一方、次のとおり、庁舎入口にステッカー表示がないもの、庁舎内の見えにくい場所に AED が配置され配置場所に関する案内表示もないものがそれぞれ 1 事例みられた。

① 庁舎入口にステッカー表示がないもの（大分地方法務局佐伯支局）

合同庁舎の 1 階事務室内に AED を配置しているが、庁舎入口に「AED が設置されていること」を示すステッカーが表示されていないため、外部から見ると AED 設置の有無が判別できない状況となっていた（当局からの指摘を受け、令和 5 年 6 月に改善済み。事例表 2-①参照）。

② 来庁者の目に付きにくい場所に AED が配置され、配置場所に関する案内表示もないもの（ハローワーク熊本）

4 階建て単独庁舎の 1 階来客フロア（正面玄関から入って左側）の奥まった場所に AED が配置されているが、日頃から当該フロア内を多くの来庁者が行き来していることもあり、設置している AED が目に入りづらい。

また、庁舎内のどこにも当該 AED 配置場所に関する案内表示がないため、庁舎内に入っても迅速に AED までたどり着くことが難しい状況となっていた（事例表 2-②参照）。

ハローワーク熊本及び上部機関である熊本労働局では、上記②の状況が生じていたことについて次の理由を挙げており、「できるだけ早期に AED 配置場所を見やすい場所に見直すとともに、庁舎案内板やエレベーター内パネルにも当該配置場所を案内する表示を行いたい。」としている。

① AED 配置場所については、平成 22 年度に AED を初めて設置した際、利用者にとって見えやすいよう総合受付カウンター横を選定したが、その後模様替えを行い当該カウンターがなくなった後もそのままとなっていたこと。

② 案内表示については、平成 27 年 8 月厚労省通知や AED 配置ガイドラインの規定について承知しておらず、利用者目線での配慮に欠けていたこと。

（所 見）

ハローワーク熊本は、庁舎内やその周辺で心停止事案が起きた場合、来庁者等が AED 配置場所に迅速にアクセスできるように、平成 27 年 8 月厚労省通知及び AED 配置ガイドラインの内容を十分に確認の上、AED の配置場所の見直し又は庁舎内に AED 配置場所まで誘導する案内表示を適切に行う措置を講ずる必要がある。

3 AED 管理者（庁舎管理者）による日常点検の実施状況等

(1) 制度概要等

ア 日常点検の実施

突然の心停止事案が発生した場合に、AED が故障等により使えないといった事態を未然に防ぐためには、AED 管理者は、AED が正常に作動する状態であるかを日常的に把握しておくことが重要となる。

AED 本体にはセルフチェック機能が備わっており、正常状態にあるか否かは本体に内蔵されたインジケータの表示（正常状態を示す表示内容は「常時緑色に表示」、「緑色のランプが数秒おきに点滅」など機種によって異なる。）により把握することができるため、厚生労働省は、各府省に対し「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省医政発 0416002 号・薬食発第 0416002 号医政局長・医薬食品局長通知。以下「平成 21 年 4 月厚労省通知」という。資料 3-①参照）を発出し、次のとおり、インジケータの目視による日常点検を励行するよう要請している。

① 「点検担当者」（AED の使用に関する講習を受講した者であることが望ましい。）を配置して日常点検（点検方法：インジケータのランプの色や表示により AED が正常に使用可能な状態にあることを確認）を実施し、記録すること。

※ 平成 21 年 4 月厚労省通知には点検記録の様式は示されておらず、同通知に添付されている Q & A の「Q11」で「販売業者等から提供された点検記録表を活用することも可能」とされている。

② インジケータが異常を示していた場合には取扱説明書に従い対処し、必要に応じて製造販売業者等に連絡して点検を依頼すること。

図 3-① AED 本体に備え付けられたインジケータの例



(注) 当局の調査結果による。

なお、厚生労働省は、日常点検が難しい、忘れがちといった場合には、製造販売業者が提供しているサポートサービス（例：AED に自己診断機能があり、自己診断した結果を製造販売会社に自動で送信。製造販売会社は受信した情報を基に、メール等で維持管

理に必要な情報を購入者又は設置者に提供)の活用の検討を促している(資料3-②参照)。

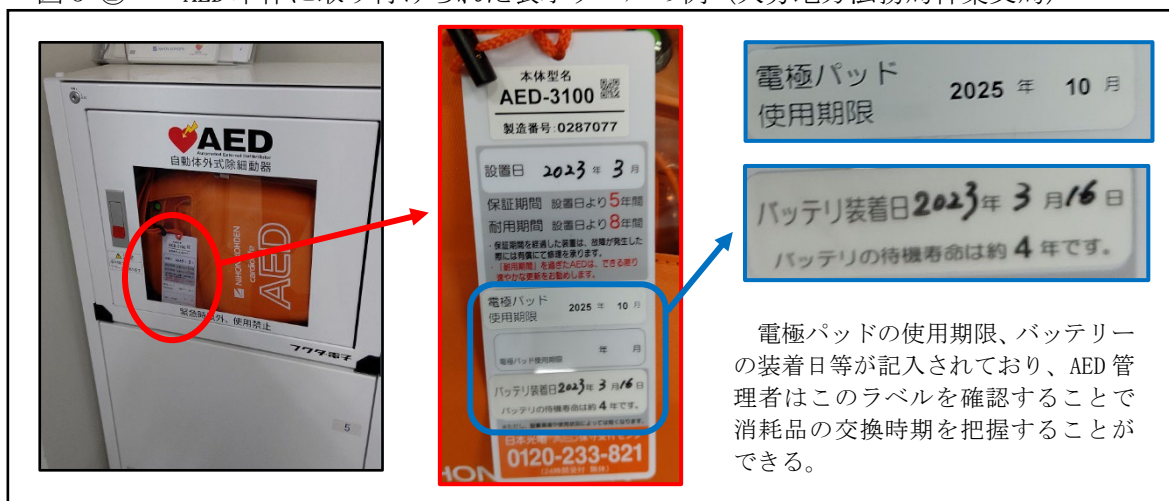
※厚生労働省は、平成21年4月厚労省通知と同日付で発出した医薬食品局安全対策課長通知(以下「平成21年厚労省課長通知」という。資料3-③参照)において、AEDの製造販売業者に対し、日常点検の重要性や実施方法に関する情報をAED管理者に提供するよう求めている。

イ 消耗品の交換時期の把握

AEDの付属部品である電極パッド及びバッテリーは消耗品であり、それぞれ使用期限がある(使用期限は個々のAED付属部品の仕様によって異なるが、今回調査した機関の多くでは、電極パッドは約2年ごと、バッテリーは約4年ごとに交換する運用がなされていた。)ことから、厚生労働省は各府省に対し、平成21年4月厚労省通知において、AED本体や収納ケースに表示ラベルを取り付けて日頃から交換時期を把握し(注)、適切に交換を行うよう要請している。

(注)平成21年厚労省課長通知においては、AEDの製造販売業者に対し、①AEDを新たに販売する際には消耗品の交換時期を記入した表示ラベルを取り付けた上で販売すること、②既に設置されているAEDにも表示ラベルを(消耗品の交換時期を記入した上で)取り付けるようAED管理者に促すこと、③電極パッドやバッテリーを新品に交換する際には新たな交換時期を記入した表示ラベルを添付することが求められており、今回調査した機関では、表示ラベルへの交換時期の記入を製造販売業者が行っている例が多くみられた。

図3-② AED本体に取り付けられた表示ラベルの例(大分地方法務局杵築支局)



(注)当局の調査結果による。

(2) 調査結果

ア 調査対象30機関における日常点検の励行状況、消耗品の交換時期の把握状況

調査対象30機関において、平成21年4月厚労省通知で要請された事項(①インジケータの確認による日常点検の実施、②日常点検を実施した結果の記録及び③消耗品の交換時期の把握)が励行されているかについて調査したところ、表3-①のとおり、10法務局及び10税務署においてはこれらの事項が全て励行されていたのに対し、10ハローワークにおいては全体的に励行状況が低調(日常点検を未実施:4ハローワーク(熊本、

八代、鹿児島及び出水)、日常点検は行っているが点検結果の記録を未作成：4 ハローワーク（長崎、諫早、大分及び佐伯）、消耗品の交換時期を上部機関も含め未把握：2 ハローワーク（鹿児島及び出水）となっており、組織ごとに差異がみられた。

表 3-① 調査対象機関における日常点検の励行状況、消耗品の交換時期の把握状況

日常点検の励行状況		消耗品交換時期の把握状況		該当する機関
点検の実施	点検結果の記録	上部機関	現場担当者	
実施	作成	把握	把握	10 法務局、10 税務署、 2 ハローワーク（注2）
実施	未作成	把握	—	2 ハローワーク
実施	未作成	未把握	把握	2 ハローワーク
未実施	—	把握	—	2 ハローワーク
未実施	—	未把握	未把握	2 ハローワーク

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「点検結果の記録」欄を「作成」としている 22 機関のうち、2 ハローワークについては、ハローワーク自身による記録作成は行っていないものの製造販売業者が AED の状態をリモートで監視して把握している。

その理由や背景について、当局が上部機関を含む 38 機関を調査したところ、以下のとおり、法務局及び税務署においてはいずれも上部機関（各県の法務局・地方法務局本局、各国税局）から示された要領や指針（平成 21 年 4 月厚労省通知の内容を網羅）に基づく組織的・継続的な運用が行われているのに対し、ハローワークの多くでは上部機関（各県の労働局）からそのような要領、指針等は示されておらず、個々の担当者による属人的な（個人的に作成された引継メモ等による）対応が行われているという違いがみられた。

(7) 法務局・地方法務局

福岡法務局、長崎地方法務局、熊本地方法務局、大分地方法務局及び鹿児島地方法務局は、平成 22 年 3 月から 5 月にかけて「自動体外式除細動器（AED）管理要領」（以下「管理要領」という。内容は 5 局ともほぼ共通。資料 3-④参照）を作成の上、それぞれの管内に所在する全ての支局・出張所に通知しており、調査した 10 機関（1 法務局、4 地方法務局、3 支局及び 2 出張所）では、いずれも当該要領に基づいた運用が行われていた。

これらの管理要領には、表 3-②のとおり、平成 21 年 4 月厚労省通知で要請された事項（「AED 点検担当者の選任」、「インジケータの確認による日常点検の実施及びその結果の記録」、「表示ラベルによる消耗品の交換時期の把握」等）が網羅されているほか、当該通知では示されていない各種様式（点検結果を記録するための「AED 日常点検表」、複数機関の消耗品の交換時期を一括管理するための「自動体外式除細動器（AED）管理台帳」等）も添付されており、各機関の担当者にとってより使いやすい

ものとなっている。これら管理要領は組織的なルールとして位置付けられているため人事異動による担当者交代が生じてもその影響を受けずに継続的な取組を行うことが可能となっており、調査した10機関ではいずれも日常点検（結果の記録も含む。）及び消耗品の交換時期の把握が適正に行われており、問題はみられなかった。

なお、消耗品の交換時期の把握については、管理要領の規定に基づき、支局・出張所（表示ラベルの情報に基づき消耗品の交換時期を日常的に把握。資料3-⑤参照）とこれらの上部機関である法務局・地方方法務局の本局（管理台帳を作成し管内複数機関の消耗品の交換時期を一括管理。交換時期が近づくと支局・出張所にその旨を連絡するとともに契約・納入業務の準備に着手）によるダブルチェックが行われていた。

表3-② 調査対象5県の法務局・地方方法務局が定めた管理要領の主な内容

区分	管理要領の主な内容																																			
日常点検及び記録	<p>【点検担当者の選任】 AEDを設置するときは「AED管理者」（原則として本局は会計課長、支局は支局長、出張所は出張所長）を定める。「AED管理者」は、消防機関等による救命講習を受講した職員の中から「点検担当者」を1名選任し、配置する。</p> <p>【日常点検と記録】 点検担当者は、1日1回、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認し、その結果を「AED日常点検表」に記入する。</p> <div data-bbox="564 1093 960 1375" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">AED日常点検表</p> <p style="text-align: center;">毎日点検</p> <p>製造番号 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/></p> <p>スクリーンディスプレイが緑色に点滅していることを確認します。 点検結果を以下の表に記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <p style="text-align: right;">「AED日常点検表」の様式 (熊本地方方法務局)</p>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																														
8	9	10	11	12	13	14																														
15	16	17	18	19	20	21																														
22	23	24	25	26	27	28																														
29	30	31																																		
消耗品交換時期の把握	<p>【点検担当者の責務】 製造販売業者又は納入業者から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、その内容を外部から容易に確認できるように表示ラベルをAED本体又は収納ケース等に取り付け、日頃から、この記載により電極パッド及びバッテリーの交換時期を管理する。</p> <p>【上部機関（本局）の責務】 会計課は、AED管理台帳を備え付け、設置したAEDの管理状況について記録するものとする。</p> <div data-bbox="517 1659 1008 1939" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;"><様式第3号></p> <p style="text-align: center;">自動体外式除細動器(AED)管理台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">機種名</th> <th rowspan="2">納品業者</th> <th rowspan="2">設置年月日</th> <th colspan="3">消耗品取替年月日</th> </tr> <tr> <th>電極パッド 使用時取替え 未使用時2年間</th> <th>電池パック (通常4年間)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本局</td> <td>AED-3100</td> <td>A社</td> <td>R4.2.15</td> <td>R6.9まで</td> <td>R8.2まで</td> <td>出張所 2階事務室入口</td> </tr> <tr> <td>天草</td> <td>AED-3100</td> <td>A社</td> <td>R4.2.16</td> <td>R6.9まで</td> <td>R8.2まで</td> <td>出張所 2階事務室入口</td> </tr> <tr> <td>山鹿</td> <td>AED-3100</td> <td>A社</td> <td>R4.2.16</td> <td>R6.9まで</td> <td>R8.2まで</td> <td>出張所 2階事務室待合</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">「AED管理台帳」の様式 (熊本地方方法務局)</p>	施設名	機種名	納品業者	設置年月日	消耗品取替年月日			電極パッド 使用時取替え 未使用時2年間	電池パック (通常4年間)	その他	本局	AED-3100	A社	R4.2.15	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室入口	天草	AED-3100	A社	R4.2.16	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室入口	山鹿	AED-3100	A社	R4.2.16	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室待合				
施設名	機種名					納品業者	設置年月日	消耗品取替年月日																												
		電極パッド 使用時取替え 未使用時2年間	電池パック (通常4年間)	その他																																
本局	AED-3100	A社	R4.2.15	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室入口																														
天草	AED-3100	A社	R4.2.16	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室入口																														
山鹿	AED-3100	A社	R4.2.16	R6.9まで	R8.2まで	出張所 2階事務室待合																														

(注) 当局の調査結果による。

(イ) 税務署

国税庁は平成 27 年 6 月に全国の国税局に対し「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等について」(事務運営指針) を発出し、これを受けて福岡国税局は同年 6 月、熊本国税局は同年 7 月にそれぞれ管内税務署に上記指針を移達する通達を发出している。

これら指針や通達の主な内容は表 3-③のとおりで、法務局の管理要領と同様、平成 21 年 4 月厚労省通知の内容を網羅したものとなっており、調査した 10 税務署では、いずれもこれら指針や通達に基づいた運用が行われていた。

表 3-③ 国税庁本庁指針等における AED 日常点検に関する主な内容

区 分	通達の主な内容																																																																																																																																																																																																				
日常点検 及び記録	<p>【点検担当者の選任】</p> <p>〔国税庁本庁指針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ AED の「管理責任者」(税務署においては総務課長) は、「点検担当者」及び「点検補助者」(いずれも原則として AED 使用に関する研修の既受講者) を指名し、その指導・監督を行う。 <p>〔熊本国税局の通達〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税務署の「点検担当者」は総務係長とする。 <p>【日常点検と記録】</p> <p>〔国税庁本庁指針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「点検担当者」の役割： <ul style="list-style-type: none"> i AED 製造会社の指定する方法・様式による日常点検及び記録 ii 故障時の製造会社に対する連絡・対応 ○ 「点検補助者」の役割：点検担当者の不在時における事務代理 <p>〔熊本国税局の通達〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「点検担当者」又は「点検補助者」は、AED の動作確認を毎日実施し、その結果を別添の「AED 点検チェック表」に記録する。 <p style="text-align: center;">「AED 点検チェック表」の様式 (熊本国税局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">●● 税務署 (平成〇〇年 7 月～平成〇〇年 6 月)</p> <p style="text-align: right;">機種名： シリアル番号〇〇〇〇-〇〇〇〇〇</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="31">AED 動作確認</th> <th rowspan="2">点検日</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th><th>25</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 月</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>8 月</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>9 月</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>10 月</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> </div>		AED 動作確認																															点検日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7 月																																	8 月																																	9 月																																	10 月																																
	AED 動作確認																															点検日																																																																																																																																																																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																						
7 月																																																																																																																																																																																																					
8 月																																																																																																																																																																																																					
9 月																																																																																																																																																																																																					
10 月																																																																																																																																																																																																					
消耗品交換 時期の把握	<p>【AED 点検チェック表への記録】</p> <p>〔熊本国税局の通達〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検担当者は、AED 本体や付属品等の損傷の有無及び使用期限等の確認を毎月実施し、「AED 点検チェック表」に記録する。 																																																																																																																																																																																																				

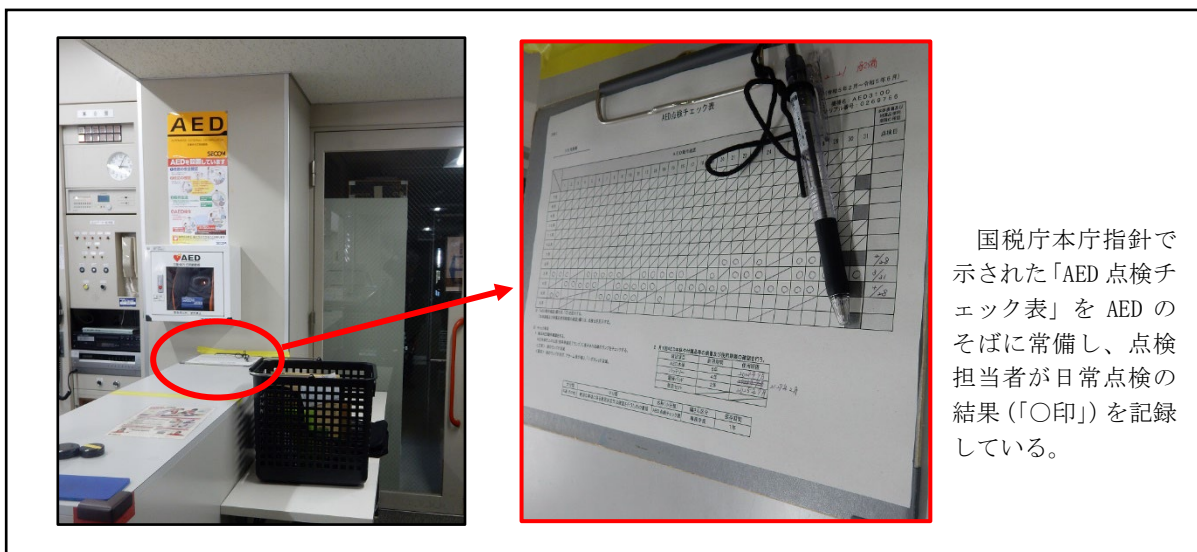
(注) 当局の調査結果による。

このため、法務局と同様、人事異動による担当者交代の影響を受けない継続的な取組が可能となっており、これら 10 税務署においても全て日常点検 (結果の記録も含

む。) 及び消耗品の交換時期の把握が適正に行われており、問題はみられなかった。

なお、消耗品の交換時期の把握については、各税務署（表示ラベルの情報に基づき消耗品の交換時期を日常的に把握。資料 3-⑥参照）と国税庁本庁（全国の税務署に設置されている AED に関する消耗品の交換時期を一括管理。期限が近づくと各機関にその旨を連絡するとともに交換用の新品の電極パッドやバッテリーを国税局経由で各税務署に送付）によるダブルチェックが行われていた。

図 3-③ AED 日常点検結果の記録状況（八代税務署の例）



(注) 当局の調査結果による。

(ウ) ハローワーク

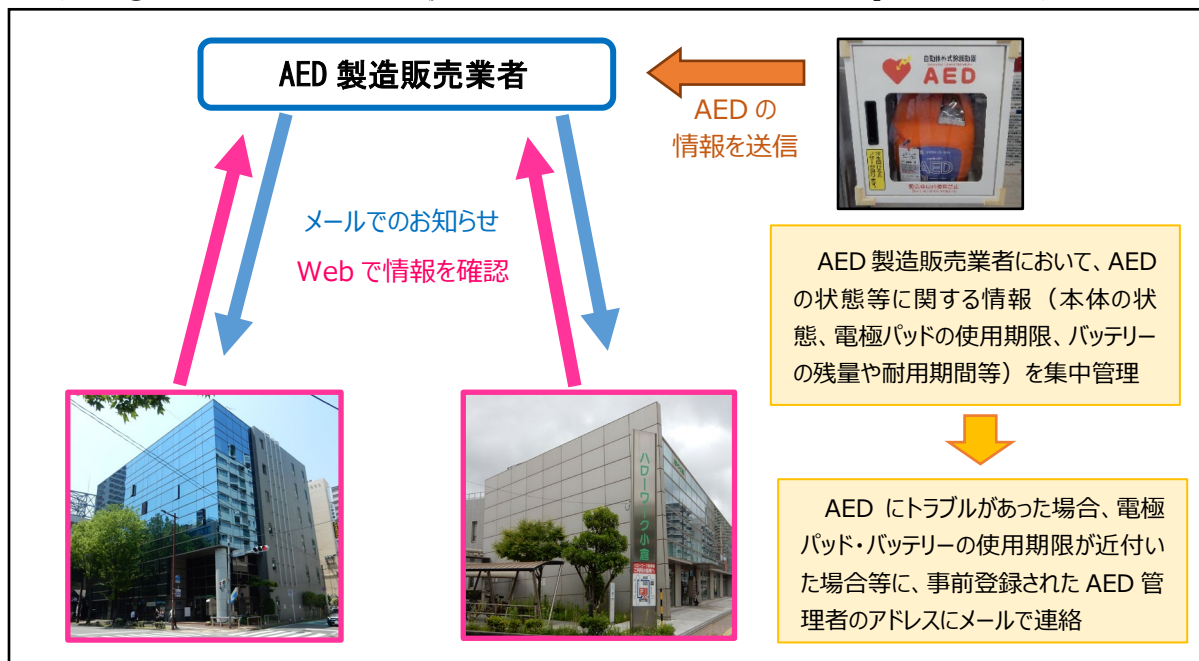
調査対象 10 ハローワークにおける日常点検の実施状況等を調査した結果、以下 a 及び b のとおり、福岡県の 2 ハローワーク（日常点検の必要性等について以前から上部機関である福岡労働局の指示を受けており、更に近年は製造販売業者が提供するリモート監視システムによるサポートサービスも利用）と、それ以外の 4 県における 8 ハローワーク（上部機関である各県の労働局からは日常点検等に関する指示を受けておらず、日常点検や消耗品の交換時期の把握が励行されていない例あり）との間で対応状況が異なっていた。

a 福岡県における 2 ハローワーク

福岡労働局は、福岡県内 19 か所のハローワークに設置された全ての AED に関する購入・更新業務を担当しており、直近の AED 一斉更新時（令和 4 年 6 月）に製造販売業者との間で「AED リモート監視システムによるサポートサービス」の契約を締結している。これにより、上記 19 か所全てのハローワーク（調査対象とした福岡中央及び小倉を含む。）においては、AED 本体に何らかの異常が生じた場合や消耗品の交換時期が近付いた場合には、製造販売業者から組織メールアドレス宛てに

注意喚起のメールが送信されることとなっている（図 3-④参照）。

図 3-④ 「AED リモート監視システムによるサポートサービス」のイメージ図



(注) 福岡労働局からの入手資料に基づき当局が作成した。

福岡労働局は、福岡県内の 19 ハローワークに対する AED の日常点検の励行・消耗品の交換時期の把握に関する通知や事務連絡文書をこれまで 3 回にわたって発出している（各文書の内容については表 3-④参照）。

- ① 平成 22 年度（23 年 2 月の AED 初回導入時）：総務部長名の通知を発出
- ② 平成 28 年度（29 年 1 月の一斉更新時）：総務課長名の事務連絡を発出
- ③ 令和 4 年度（同年 6 月の一斉更新時）：総務課長名の事務連絡を発出

なお、これら文書発出の取組が平成 22 年度に開始された経緯・理由については、当時の資料が残っていないため確認できなかった。

表 3-④ 福岡労働局が福岡県内のハローワークに発出した日常点検等に関する文書の内容

区 分	福岡労働局が発出した通知、事務連絡における記述
平成 23 年 2 月 総務部長通知	<p>【点検担当者の配置】 設置施設ごとに管理担当者及びその代理者を選任し、日常の点検、消耗品の交換時期等の管理を行うこと。</p> <p>【日常点検の実施】 管理担当者は、設置された AED が正常な状態を保持していることを、日々、インジケータの表示により確認すること。 なお、表示により異常が認められた場合は、速やかに設置業者に連絡を行い、必要な措置を講じることとするが、かかる措置に関し経費を要する場合には総務課総務係に連絡すること。</p> <p>【消耗品の交換時期の把握】 AED のバッテリーはおよそ 2 年ごとに、また、パッドについては使用の都度及び未使用の場合であってもおよそ 2 年で交換が必要となるが、未使用の場合の交換については、必要な時期に別途指示する。</p>
平成 29 年 1 月 総務課長名の 事務連絡	<p>【点検担当者の配置】 - (記述なし)</p> <p>【日常点検の実施】 AED はセルフチェック機能を有し、異常時にはアラーム音にて警告するため、管理担当者等はインジケータの表示により機器の状態を確認すること。 また、機器の異常時には共働支援システムの ID アドレスあてにお知らせメールが届くので留意すること。 なお、異常が認められた場合は、速やかに設置業者に連絡し、当該異常に経費を要する場合は、当課（福岡労働局総務課）総務係に連絡すること。</p> <p>【消耗品の交換時期の把握】 バッテリーは未使用の場合 4 年（待機寿命）、電極パッドは 2 年 8 か月ごとに交換が必要となるが、交換時期については（局から）別途指示する。</p>
令和 4 年 6 月 総務課長名の 事務連絡	平成 29 年 1 月総務課長名の事務連絡と同様

(注) 当局の調査結果による。

また、福岡労働局は、福岡県内の 19 ハローワークに設置された複数の AED の消耗品の交換時期について管理台帳を作成して一括管理する取組を実施しており、消耗品の交換時期が近づくと各ハローワークにその旨を連絡するとともに契約・納入業務の準備に着手するという運用を行っている。

調査対象とした福岡県内の 2 ハローワーク（福岡中央及び小倉）は、福岡労働局からの通知等に基づき日常点検（インジケータの確認）及び消耗品の交換時期の把握（表示ラベルに記入された情報の確認）を適正に行っており、更に、製造販売業者によるリモートサービスや上部機関（福岡労働局）による消耗品の交換時期の一括管理等の仕組みも構築されているなど適正な管理が徹底されていた。

b 4 県（長崎、熊本、大分及び鹿児島）における 8 ハローワーク

長崎労働局、熊本労働局、大分労働局及び鹿児島労働局では、これまで管内ハローワークに対して平成 21 年 4 月厚労省通知の内容（日常点検の実施、消耗品の交換時期の把握等）を周知する取組を行っていない。

また、4 県（長崎、熊本、大分及び鹿児島）における調査対象 8 ハローワーク（長崎、諫早、熊本、八代、大分、佐伯、鹿児島及び出水）では、「日常点検の実施」、「消耗品の交換時期の把握」について以下(a)、(b)のとおり不備がみられ、緊急時における AED の正常な作動に向けて改善が必要な状況となっていた。

(a) 日常点検の実施状況

調査対象 10 ハローワークのうち熊本県及び鹿児島県の 4 ハローワーク（熊本、八代、鹿児島及び出水）では、担当者が AED の日常点検の必要性自体を認識しておらず、長期間（数か月～数年）にわたって日常点検が全く行われていなかった。

このうち熊本県内の 2 ハローワーク（熊本及び八代）では、数年前までは日常点検が実施されていた（注）が、担当者個々の引継メモに頼った運用であったため、人事異動に伴う担当者交代により途絶えてしまっており、法務局や税務署でみられたような組織的ルール（要領、指針等）がないこともその要因の一つであると考えられる。

（注）両ハローワークで当時の担当者がどのようにして日常点検の必要性・方法を認識したかは不明である。

このように AED の日常点検が行われなかった場合、本体に何らかの異常が発生しインジケータが「使用不可」の状態を示していてもそれが見逃され、救命処置の段階で AED が正常に作動しないといった重大な事態が発生するおそれもある。

このことについて、熊本労働局及び鹿児島労働局は、平成 21 年 4 月厚労省通知の内容を知り、日常点検の必要性、重要性を認識したため、管内ハローワークに対して日常点検の実施（結果の記録も含む。）に関する指示を行っており、4 ハローワーク（熊本、八代、鹿児島及び出水）は、その指示に基づき改善に向けた取組を開始している。

なお、熊本労働局は、熊本県内の 2 ハローワーク（熊本及び八代）でみられた状況（日常点検の取組が人事異動により途絶）を踏まえ、将来的にも日常点検の取組が確実に定着できるような方策（例：管理要領のような組織的ルールの策定等）についても検討したいとしている（資料 3-⑦参照）。

一方、長崎県及び大分県の調査対象 4 ハローワーク（長崎、諫早、大分及び佐伯）では、日常点検は行っていると説明しているものの、記録の作成までは行っていないかった。

これら 4 ハローワークではいずれも上部機関である労働局からは日常点検に関する指示を受けていないが、ハローワーク長崎及びハローワーク諫早では「前

任者からの引継ぎがあった。」、ハローワーク大分及びハローワーク佐伯では「製造販売業者から点検の必要性について教示を受けた。」との理由により、日常点検を実施していた。

この点について、4ハローワークの上部機関である長崎労働局及び大分労働局では、いずれも「局から管内ハローワークに対して日常点検の指示は行っていないため、今回調査対象とされた以外のハローワークでは日常点検が行われていない可能性も考えられる。」として、管内ハローワークに対する日常点検の実施（結果の記録も含む。）に関する指示を行っており、4ハローワーク（長崎、諫早、大分及び佐伯）では、その指示に基づき改善に向けた取組が開始されている。

また、「現在、日常点検が行われているハローワークにおいても、その取組が個々の担当者の判断・引継ぎに委ねられている現状は継続性の観点から望ましくない。」との理由から、熊本労働局と同様、取組継続に向けた方策（組織的ルールの策定等）について検討していく方針である（資料3-⑧、資料3-⑨参照）。

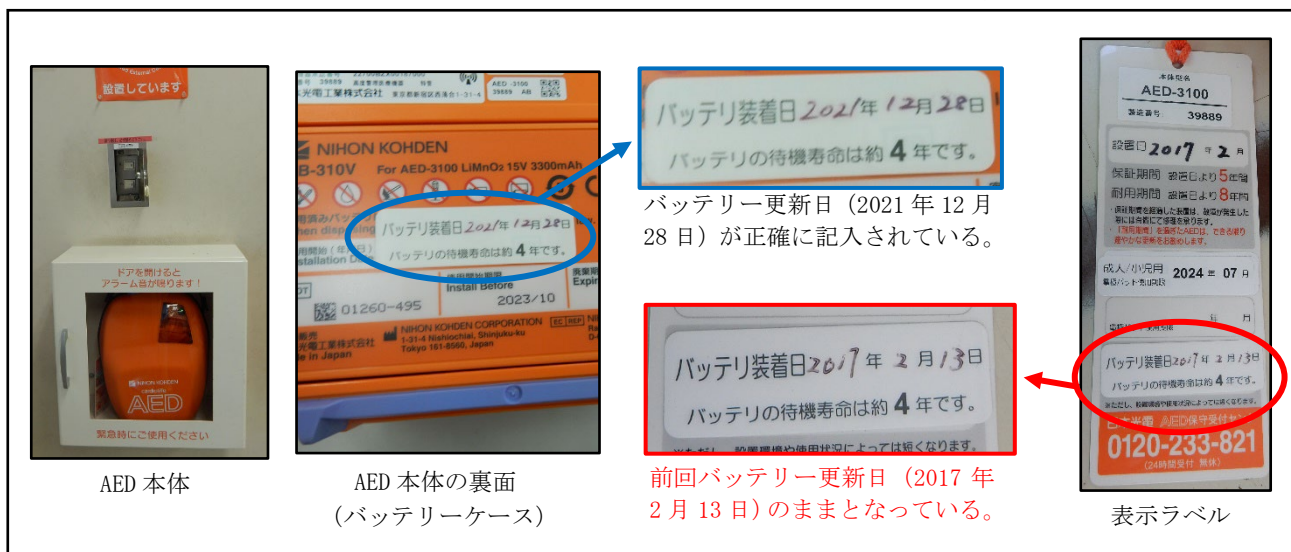
(b) 消耗品の交換時期の把握状況

長崎県及び熊本県の4ハローワーク（長崎、諫早、熊本及び八代）はいずれも平成21年4月厚労省通知に規定された「表示ラベルの確認による消耗品の交換時期の把握」は行っていないものの、これらの上部機関である長崎労働局及び熊本労働局が福岡労働局と同様、管内の複数機関（ハローワーク及び労働基準監督署）に設置されたAEDの消耗品の交換時期を管理台帳により一括管理する取組を行っており、消耗品の交換時期が近づくと各機関にその旨を連絡するとともに契約・納入業務の準備に着手するという運用がなされているため、消耗品交換機会の逸失は防止できており、特段の問題はみられなかった。

一方、大分労働局及び鹿児島労働局では、管内複数機関におけるAEDの消耗品の交換時期を一括管理する取組は行っておらず、「消耗品の交換時期の把握は個々のハローワークに任せており、局としてはハローワークからの依頼連絡を受ける都度、電極パッドやバッテリーの購入手続に着手している。」とのことであった。

しかし、大分県及び鹿児島県における調査対象4ハローワーク（大分、佐伯、鹿児島及び出水）における消耗品の交換時期の把握状況を調査したところ、大分県の2ハローワーク（大分及び佐伯）では日常点検と同様、製造販売業者からの教示により担当者が消耗品の交換時期を把握していたのに対し、鹿児島県の2ハローワーク（鹿児島及び出水）ではこのような製造販売業者からの教示や情報提供もなく、各担当者は「上部機関である鹿児島労働局において一括管理が行われているであろう。」との認識で表示ラベルを長期間確認していなかった。このうちハローワーク鹿児島では図3-⑤のとおり、表示ラベルに誤った（古い）情報が記入されたままの状態となっていた。

図 3-⑤ ハローワーク鹿児島における表示ラベルの状況（バッテリー装着日が未更新）



(注) 当局の調査結果による。

これら鹿児島県の2ハローワークにおいては、使用期限を超過した消耗品が使用されていた例はみられなかったものの、上部機関（鹿児島労働局）、下部機関（ハローワーク鹿児島及びハローワーク出水）のいずれも消耗品の交換時期を把握できておらず、消耗品の交換時期を逸することで緊急時にAEDが正常に使用できないといった事態が発生するおそれもある。

このことについて、鹿児島労働局は、管内ハローワークに対して表示ラベル等による消耗品の交換時期の把握を指示しており、2ハローワーク（鹿児島及び出水）ではその指示に基づき改善に向けた取組が開始されている。その上で、今後は組織的に消耗品の交換時期を把握する仕組み（例：労働局における管理台帳による一括管理等）をできるだけ早く構築したいとしている（資料3-⑩参照）。

また、大分労働局においては、「今回調査対象とされた以外のハローワークでは消耗品の交換時期の把握が行われていない可能性があり、このままの状態では交換時期を逸するケースが生じるおそれもある。」として、令和5年6月に新たに管理台帳を作成し、管内複数のハローワークにおける消耗品の交換時期を同局で一括管理する取組を開始している（資料3-⑪参照）。

イ 厚生労働省本省における平成21年4月厚労省通知の発出状況等

AEDの日常点検に関する基本的かつ重要な事項（点検の必要性、実施方法等）は平成21年4月厚労省通知に示されているところであるが、前述3(2)アのとおり、調査対象とした38機関のうち、特に10ハローワーク及びこれらの上部機関である5労働局において当該通知の内容が認知されておらず、当該通知がこれら労働局に到達していることを確認することはできなかった。

このため、当局が厚生労働省の関係部署（大臣官房地方課、医政局地域医療計画課及び医薬局医薬安全対策課）に対し、当時の通知等発出状況を確認したところ、平成 21 年 4 月厚労省通知は他府省に対しては漏れなく発出されていた一方、省内への発出は確認できず、また、別途事務連絡等の方法で当該通知の内容を各労働局に周知したという事実も確認できなかったとしている。

調査対象 10 ハローワークの中には製造販売業者からの情報提供が端緒となって日常点検が励行されていたケースも一部みられた（大分県の 2 ハローワーク）ものの、日常点検や消耗品交換時期把握の必要性・実施方法を認識できておらずこれらが未実施となっていた機関が複数みられた（熊本県及び鹿児島県の 4 ハローワークは日常点検を未実施。このうち鹿児島県の 2 ハローワークは消耗品の交換時期も未把握）ことから、労働局やハローワークを総合的に監督する大臣官房地方課や AED の活用促進を担う医政局地域医療計画課はこの調査結果を重く受け止め、関係部署等と調整した上で早急に全国の労働局に日常点検等の必要性等を周知徹底するなど、対応策を講じたいとしている（資料 3-⑫、資料 3-⑬、資料 3-⑭参照）。

（まとめ）

AED は救急救命の場面で使用される医療機器であり、万一正常に作動しなかった場合は直接人命に関わるという特性上、これを設置した場合には①日常的に点検を実施して AED が使用可能な状態にあると確認すること、②付属品である電極パッドやバッテリーについても日頃から交換時期を把握して交換を適切に実施することが重要とされている。

今回、当局が九州管内の行政機関の中でも多くの利用者が見込まれる法務局、税務署及びハローワークを 5 県（福岡、長崎、熊本、大分及び鹿児島）から 2 機関ずつ（計 10 機関ずつ）抽出して日常点検や消耗品の交換時期の把握の実施状況を調査したところ、上部機関が策定した要領等に基づく運用や上部機関と現場機関によるダブルチェックといった組織的な取組が行われていた法務局及び税務署では全機関が日常点検等を適切に実施していたのに対し、ハローワークでは、日常点検（点検結果の記録も含む。）や消耗品の交換時期の把握が励行できていない等の問題がみられた機関が複数あった。

このような状況がみられたことから、厚生労働省本省に平成 21 年 4 月厚労省通知の発出状況を確認したところ、労働局宛ての発出は確認できず、ハローワークにおいてみられた日常点検の未実施等の原因の一端と考えられる。

今回、九州管内で問題がみられた長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県の 8 ハローワークでは既に当局の指摘を受けて改善が図られているが、ほかの下部機関でも同様の状況が考えられることから、厚生労働省本省は、全国の労働局に改めて上記①、②

の周知徹底を図り、全国の出先機関（労働局、ハローワーク等）において AED の適切な管理が徹底されるよう、早急な対応が望まれる。

4 AED の操作に関する講習の実施状況

(1) 制度概要等

AED 配置ガイドラインでは、「AED 設置施設関係者は、より高い頻度で AED を用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りの AED 設置場所を把握しておくとともに、AED を含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要である。」とされている（資料 4-①参照）。

(2) 調査結果

ア 調査対象機関における講習の実施状況

調査対象 30 機関において、職員に対する AED の操作に関する講習（以下「AED 講習」という。）の実施状況を調査した結果、表 4-①のとおり、何らかの形で定期的に AED 講習を実施しているものは 25 機関（83.3%）（注）で、残る 5 機関（16.7%）は AED 講習を実施していなかった。

（注）「外部講師による実技形式」によるものが 22 機関（うち 10 機関は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から直近の 2～3 年は未実施）、「AED 販売業者から配布された DVD などの動画視聴形式」によるものが 2 機関、「AED の操作方法を説明したマニュアルを職員に回覧」が 1 機関であった。

AED 講習を実施していない 5 機関において未実施の理由を確認したところ、次のとおり、「講習の必要性は認識しているもののやむを得ない事情（窓口業務が多忙等）により実施できていない。」とするものが 3 機関、「AED 講習の必要性自体を認識していなかった。」とするものが 2 機関であった。

- ① 日常業務が多忙である（来庁者が多く、職員を窓口に常駐させておく必要あり）等の理由により、複数の職員による集合形式の講習は難しいとしているもの：3 機関（大分地方法務局佐伯支局、鹿児島地方法務局出水出張所、ハローワーク鹿児島）
- ② そもそも AED 講習を実施すべきという認識を持っていなかったもの：2 機関（ハローワーク諫早、ハローワーク出水）

表 4-①

調査対象 30 機関における AED 講習の実施状況

区 分		法務局	税務署	ハローワーク
上部機関からの指示文書等		【管理要領】 AED 管理者は、毎年 1 回、施設の職員に対し、消防機関等が実施する AED の操作を含む救命講習を受講させるよう努める。	【国税庁本庁指針】 管理責任者は、AED の使用研修について、防災訓練等の適宜の機会を活用して最寄りの消防署等による救命研修と併せて実施するなど、できるだけ多くの職員が受講できるよう調整する。	【福岡労働局の事務連絡】 消耗品交換時期における定期的な講習会の開催や地域の消防署との連携等を含め、継続的な実施が可能となる方策について今後検討を行う。 なお、福岡市消防局のホームページにおいては、AED を使用した心肺蘇生法の説明・研修用動画が掲載されているので、適宜活用する。
講習を定期的に実施	実技形式	福岡法務局 長崎地方法務局 熊本地方法務局 八代法務支局 鹿児島地方法務局 杵築法務支局	博多税務署 八代税務署 佐伯税務署 小倉税務署 長崎税務署 諫早税務署 熊本東税務署 鹿児島税務署 出水税務署	ハローワーク福岡中央 ハローワーク小倉 ハローワーク熊本 ハローワーク八代 ※ いずれも製造販売業者からインストラクターが派遣 ハローワーク長崎 ハローワーク大分 ハローワーク佐伯
	動画視聴	八幡出張所 ※ 製造販売業者から提供された DVD	大分税務署 ※ 同左	—
	操作方法マニュアルを職員に回覧	諫早法務支局	—	—
講習を未実施	講習の必要性は認識しているが、業務多忙等の理由で実施が困難	佐伯法務支局 出水出張所	—	ハローワーク鹿児島
	講習の必要性を認識していなかった。	—	—	ハローワーク諫早 ハローワーク出水

(注) 1 当局の調査結果による。

2 赤字は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から近年は実施していない機関を示す。

イ AED 講習について工夫を講じている例

AED 講習を定期的に実施している 24 機関の中には、次のとおり、①新型コロナウイルス感染症の流行下（以下「コロナ禍」という。）においても感染防止対策を講じた上で実技形式の講習を実施している例、②繁忙期等で集合形式による実施が難しい場合

でも製造販売業者から提供を受けた DVD の動画視聴という形で講習を実施している例、
③AED 更新の際に製造販売業者から派遣された講師による講習を実施している例など、
様々な工夫を講じている例がみられた。

- ① コロナ禍においても最寄りの消防署の協力を得ながら、受講者数を最小限に絞る等の
感染防止対策を講じた上で集合形式による講習を実施しているもの（福岡法務局、長崎
地方法務局、熊本地方法務局、同八代支局、鹿児島地方法務局）

【長崎地方法務局における取組】

- ・ 長崎地方法務局では、最寄りの消防署の協力を得て心肺蘇生法やAEDの使用法に関する実技形式の講習を毎年1回実施
- ・ コロナ禍（令和3年度及び4年度）においても各部署からの受講者を1人程度に絞る（講習終了後に受講者がそれぞれ部署内の職員に受講内容を伝達）等の感染防止対策を講じた上で講習を励行



- ② 集合形式による実施が難しい場合でも製造販売業者から提供を受けた DVD の動画視聴
という形で講習を実施しているもの（福岡法務局八幡出張所、大分税務署）

【大分税務署における取組】

- ・ 総務課長からの指示に基づき、緊急時に AED 操作を担う総務課職員（7人）が、DVD（製造販売業者が提供）の視聴という形で、それぞれ自席において都合の良い時間帯に講習を受講
- ・ 確定申告時期など集合形式による講習実施が難しい時期においても、確実に受講し操作スキルを会得することが可能



- ③ 数年おきに実施される AED 更新の際、製造販売業者が提供するサービス（希望すれば
1 回に限り無料で講師を派遣し講習を実施）を利用しているもの（ハローワーク福岡中
央、ハローワーク小倉、ハローワーク熊本、ハローワーク八代）

【ハローワーク熊本、ハローワーク八代における取組】

- ・ 平成 31 年 1 月に熊本労働局主導で県内ハローワークに設置された AED の一斉更新が行われた際に、製造販売業者から提供されるサービス（1 回に限り職員を講師として派遣し講習を実施）を希望し、翌 2 月に集合形式による AED 講習を実施。ハローワーク熊本では約 80 人、ハローワーク八代では 18 人の職員が受講

(まとめ)

AED 配置ガイドラインにも記載されているが、国の庁舎の AED 管理者は緊急時に救命措置を円滑に行うため、庁舎の職員に対する AED の操作方法を含む救命処置に関する実技形式の講習を定期的実施することが望ましい。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点で実技形式の講習を断念した例や来庁者数が多く窓口に職員が常駐しておく必要があるため業務時間内に職員を集めた形での講習の実施が難しいとする例がみられた。

AED 管理者は、従来型の（消防署から講師派遣を受けて実技形式で行う形での）AED 講習の実施が難しい場合であっても、前述 4(2)イで紹介した事例を参考にするなどして、①製造業者から派遣される講師による AED 講習、②動画視聴方式（AED 製造業者が作成した DVD、消防庁が作成するなどしてネット上で視聴可能な動画等）による AED 講習など、複数の選択肢を用意する形で職員に AED の操作方法の習得に向けた AED 講習の受講機会を設けることが望ましいと考えられる。

【資料編】

1 事例表

事例表 1-① 庁舎が約 1 km離れた場所に移転（AED 設置場所も変更）したが、財団全国 AED マップ上のマークは変更前の位置に表示されたままとなっていたもの

佐伯税務署は、令和 4 年 12 月 19 日に佐伯市蟹田から約 1 km離れた同市中村西町に庁舎を移転している。

しかし、上記移転後も佐伯税務署及び上部機関である熊本国税局では財団全国 AED マップの情報更新手続を行っていなかったため、当局が現地調査を行った令和 5 年 5 月 18 の時点で確認したところ、財団全国 AED マップに庁舎移転の事実が反映されておらず、マップ上の「AED 設置」を示すマークが移転前の旧庁舎（2 階建てのビル。同税務署の移転後は入居機関なし）の位置に表示されたままとなっていた。

このため、事情を知らない利用者がマップの画面を閲覧した場合に「その（旧庁舎の）場所に行けば AED が設置されている。」という誤解を生じかねない状況が約 5 か月間継続していたことになる。

このことについて、熊本国税局は、次のとおり説明している。

○ 当局管内 36 税務署の庁舎には全て AED が設置されているが、財団全国 AED マップ情報の更新作業は当局が一括して担当し、6～7 年おきに実施される AED 一斉更新の際には国税庁本庁の指示に基づきマップ情報の更新作業（管内税務署に登録書の提出を求め、これを取りまとめて本庁に送付）を行ってきたところである。

しかし、本事例については「庁舎の移転」というめったにない（数十年に 1 回程度しかない）ケースであったため本庁からの指示もなく、局として「マップ上のマークを移動させるべき」という点まで意識が及ばなかった。

マップ利用者の目線から考えると、確かに庁舎を移転した際にはマップ上のマークも速やかに移動させる必要があることから、今回調査を契機として、今後は局としても注意を払うとともに、管内税務署に対しても各種会議等の機会を捉えてこのような手続が必要であると周知するなど、再発防止に努めていきたい。

なお、熊本国税局管内（熊本、大分、宮崎及び鹿児島）の 36 税務署では令和 5 年 2 月に AED の一斉更新が行われており、その際には佐伯税務署においても新庁舎の住所等を記入した登録書を作成し、同国税局に提出している。

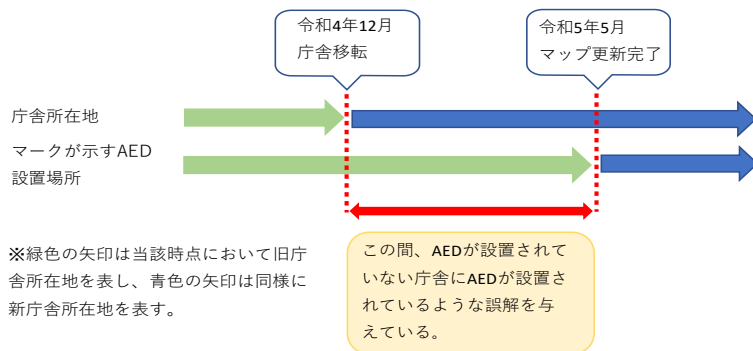
この登録書は同年 3 月から 4 月頃にかけて熊本国税局から国税庁本庁を経由して救急医療財団に送付されており、その後、これを受領した救急医療財団によりマップ情報の更新作業が行われたことから、令和 5 年 6 月 2 日に改めて当局がマップ画面を確認した時点では、マップ情報は正しく修正（マークは新庁舎の位置に表示）されていた。

※ 本事案の場合、たまたま庁舎移転の約 3 か月後に AED 一斉更新（6～7 年おき）が行わ

れていたため、マップ情報が事実と異なる状態は比較的短期間（約 5 か月）で解消されていたが、上記更新がなければこのような状態がそのまま長期間（数年以上）継続していた可能性が高い。

庁舎移転等により AED 設置場所を変更した場合に必要な作業の手順（AED 管理者が自ら財団全国 AED マップ画面上でマークをドラッグしながら移動）については、救急医療財団のホームページに掲載されている（資料 1-③参照）が、熊本国税局では情報セキュリティ上の理由で業務用端末では同財団等のホームページの閲覧ができないこともあり、当該手順について承知していなかった。

このようなことから、厚生労働省においては、出先機関を含めた関係省庁に対し財団全国 AED マップ情報の更新に係るきめ細かな周知（庁舎移転等の場合は上記作業が必要となることなどケーススタディ的な注意喚起、現状は財団ホームページでしか閲覧できない上記作業の手順について別途の方法で周知等）を行う必要があるものと考えられる。



事例表 2-① 庁舎入口に AED 表示を示すステッカーが貼付されていなかったもの

大分地方法務局佐伯支局（2階建て法務総合庁舎の1階に入居）では、令和5年3月に初めてAEDが設置されている（それまではAED未設置）が、当局が同年5月19日に現地調査を行ったところ、庁舎の入口に「AED設置」を示すステッカーが貼付されておらず、外部から見ると当該庁舎内におけるAEDの設置の有無が判別できない状態となっていた。

同支局では、「ステッカー貼付の必要性は認識していたものの、庁舎入口（総合庁舎の共用部分）へのステッカー貼付には庁舎管理官署（大分地方検察庁佐伯支部）の許可が必要で、AED設置からまだ日が浅いため同支部との打合せを実施できていなかった。」と説明している。

なお、本調査を契機として同支部の許可を得た上で令和5年5月下旬に庁舎入口へのステッカー貼付を行っており、本事案は改善済みである。

【改善前の状況】



（令和5年5月19日撮影）

【改善後の状況】



（令和5年6月26日撮影）

事例表 2-② 来庁者の目に付きにくい場所に AED が配置されており、案内表示もないもの

ハローワーク熊本（4 階建て単独庁舎）では、1 階来客フロア（正面玄関から入って左側）のやや奥まった場所にある柱の上部に収納ボックスを取り付ける形で AED を配置しているが、その周辺には求人用端末が複数配備され日頃から多くの来庁者が行き来していることもあり、AED は利用者にとって目に入りづらい状況となっている。

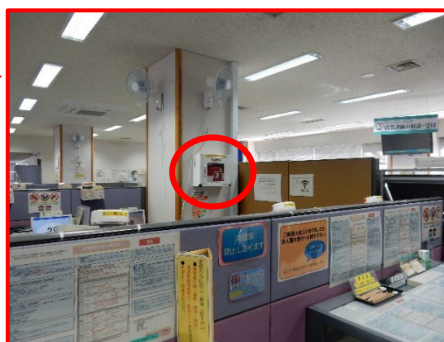
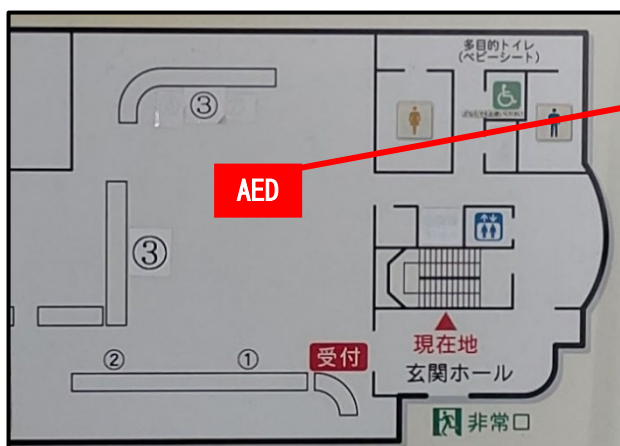
この理由について、ハローワーク熊本は、「平成 22 年度に AED を初めて設置した際、利用者にとって見えやすいようにと考え、当時フロアの中央付近にあった総合受付カウンターの横にある柱に配置したが、その数年後に大規模な模様替えにより同カウンターをフロア入口付近に移動した後も、AED だけはそのままの場所に配置されたままとなっていた。」と説明している。

また、当該 AED 配置場所に関する案内表示が庁舎内のどこにもないため、庁舎内に入っても 1 階来客フロア内に AED が配置されていることが分からず、利用者が迅速に AED までたどり着くことが難しい状況となっている。

この理由について、ハローワーク熊本は、「平成 27 年 8 月厚労省通知や AED 配置ガイドラインの規定について承知しておらず、利用者目線での配慮に欠けていた。」と説明している。

当局の指摘を受け、ハローワーク熊本及び上部機関である熊本労働局は、「いざという時の人命救助に関わる AED の重要性に鑑み、AED の配置場所を見えやすい場所に見直すとともに、エントランスホールの庁舎案内板、エレベーター内パネル等にも AED 配置場所に関する案内表示を行いたい。」としている。

ハローワーク熊本（1 階）



2 資料

資料 1-① スマートフォン用アプリ「救命サポーター」を使用した AED 設置情報の閲覧例

画面上のアイコンをタップし、

「最寄りの AED の検索」をタップすると、

拡大

マップ上に最寄りの AED 設置施設が表示され、現在地から最寄りの AED 設置施設までのアクセス方法が表示される。

距離	指示
17 m	北東に進む 使用が制限されている道路
10 m	右折して 中比恵公園通り に向かう 使用が制限されている道路
11 m	左折して 中比恵公園通り に向かう 使用が制限されている道路
34 m	右折して 中比恵公園通り に入る
70 m	左側のファミリーマート 福岡合同庁舎前店の 左を 左折 する 目的地は前右側です

(注) (公財) 日本 AED 財団のホームページ情報等に基づき当局が作成した。

資料 1-② スマートフォン用アプリ「QQ・MAP」を使用した AED 設置情報の閲覧例

画面上的アイコンをタップし、

「現在位置」をタップすると瞬時に現在地の地図が表示される。さらにハートマークをタップすると

当該施設のより詳細な文字情報（建物の何階に設置されているか、使用できる時間帯等）が表示される。

拡大

(注) 救急医療財団のホームページ情報等に基づき当局が作成した。

資料 1-③ AED 設置情報の財団全国 AED マップへの登録方法

① 設置者自らがウェブサイト上で作業

登録書に記載されている URL にアクセスし、登録用のメールアドレスを入力し、送信する。

↓

入力したメールアドレスに、登録用の URL が届く。その URL にアクセスすると、登録画面が表示される。登録画面の表示に沿って、設置情報の入力する。操作で不明な点がある場合は「インターネットによる登録マニュアル」を参照

↓

設置情報の入力後、画面上でピンの移動操作を行う。画面マップの赤滴をドラックして正しい設置位置に移動する。ピンを移動すると赤滴→青滴になる。

最後に画面上の[登録する]or[更新する]ボタンをクリックし、登録完了となる。

② 「登録書」に記入し財団へ郵送

(注) 救急医療財団のホームページ情報等に基づき当局が作成した。

資料 1-④ 厚生労働省が平成 27 年 8 月に発出した財団全国 AED マップに関する通知

○ 「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 8 号厚生労働省医政局長通知）

医政発 0 8 2 5 第 8 号

平成 2 7 年 8 月 2 5 日

関係省庁（別記 1） 殿

厚生労働省医政局長

（公印省略）

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を发出了したので、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な更新等をお願いします。

また、貴省庁等所管の事業所等及びその会員が設置・管理しているAEDの設置登録情報についても適切な更新等が行われるよう、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

（別添）

医政発 0 8 2 5 第 7 号

平成 2 7 年 8 月 2 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 1 6 年 7 月 1 日付医政発第 0 7 0 1 0 0 1 号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AEDの設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED設置登録情報等に関する

小委員会」において、別添のとおり「AED設置登録情報の有効活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団へのAED設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されているAED設置登録情報のうち、すでに地方公共団体への情報提供の承諾をAED設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けたAED設置登録情報を用いて、独自に取り組みされているAEDマップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成27年8月25日付医政地発第0825第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部局長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等がAED設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国AEDマップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国AEDマップを作成したので、現時点でAEDマップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国AEDマップ」

URL：<https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されているAED設置登録情報の更新の推進について

AED設置登録情報については、AEDの具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代えAED設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下のAED設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順はAEDマップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL： <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団にAED設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付医政発第0416001号薬食発第0416001号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団にAED設置登録情報を登録していないAED設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順もAEDマップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL： <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AEDのマークについて

今般、AED設置者が、財団作成のAEDのマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED設置者への周知をすること。

なお、AEDの販売業者や地方公共団体等が作成した独自のAEDマークの使用を否定するものではないこと。

（注）下線は当局が付した。

資料 1-⑤ 総務省消防庁が平成 27 年 8 月に発出した財団全国 AED マップに関する通知

○ 「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け消防救第 119 号消防庁救急企画室長通知）

消防救第 119 号
平成 27 年 8 月 25 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年に非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。この間、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインについて」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防救第 175 号）及び「自動体外式除細動器（AED）の更なる有効活用に向けた取組の推進について」（平成 26 年 7 月 7 日付け消防救第 116 号、以下「7 月 7 日通知」という。）において、AED の効果的かつ効率的な設置拡大と応急手当の普及啓発の一層の推進をお願いしているところです。

今般、厚生労働省から、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握する AED 設置登録情報の有効活用等に関して、別添のとおり、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 7 号厚生労働省医政局長通知）及び「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政地発 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、以下「8 月 25 日課長通知」という。）が発出されました。貴職におかれましては、AED が必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するよう、下記のとおり対応していただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知し、各地域における更なる取組を促進していただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 財団が把握する AED 設置登録情報の入手及び活用について

財団に登録されている AED 設置登録情報（AED が設置されている場所や使用可能時間等に関する登録情報）のうち、すでに地方公共団体への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、都道府県の担当部局を通じての入手が可能となりました。

貴職におかれては、担当部局、衛生主管部局等と連携し、「AED 設置登録情報の有効活用につ

いて（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）にある有効活用例等を参考にしながら、AED設置登録情報の活用方策について検討していただくとともに、2以下に掲げる項目の取組を進めていただくようお願いします。

また、8月25日課長通知に基づき貴管下の各市町村からAEDの設置登録情報の利用に係る申請があった場合の対応にも、ご配慮いただくようお願いします。

2 日本救急医療財団全国AEDマップを用いた情報提供の推進について

7月7日通知において、関係機関と連携し、AEDが適切に管理されているか留意しながら、AEDの設置場所に関する情報を収集のうえ、住民に対するホームページ等を通じた情報提供をお願いしているところです。今般、財団からAED設置登録情報が提供されることを踏まえ、既に住民に対する情報提供を実施している地域にあっては、担当部局等と連携しつつ、日本救急医療財団全国AEDマップを活用した更なる機能の充実について検討をお願いします。

また、住民に対する情報提供を実施していない地域にあっては、財団ホームページに掲載される日本救急医療財団全国AEDマップのうち、該当する地域の部分について既存のホームページ上にリンクを設定する等、情報提供に向けた活用について検討していただくようお願いします。

3 AEDの設置場所に関する情報の通信指令システム及び口頭指導における活用の推進について

7月7日通知において、AEDの設置場所に関する情報を通信指令システムへ登録し、通報者に対して最も近くのAED設置場所を伝えて使用を要請するなど、口頭指導における情報の活用について積極的な検討をお願いしているところですが、今般、財団からAED設置登録情報が提供されますので、検討に当たっては、当該情報の活用について検討していただくようお願いします。その際、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において妥当な指標として承認を得た「精度」の活用についても、併せて検討をお願いします。

なお、「精度」の活用にあたっては、報告書において、自治体が市民へ情報提供を行っていく場合には、地域の実情に応じて自治体の関係者が協議を行うことが望ましいとされていることを踏まえ、都道府県関係部局や医療関係者等と十分協議をしていただくようお願いします。

4 AED設置登録情報の適正化と有効活用するための環境整備

- (1) 消防機関が設置・管理しているAED設置登録情報について、随時最新情報へ更新するとともに、設置管理者による日常点検等、維持管理についても再確認していただくようお願いします。
- (2) 消防機関が設置・管理しているAEDについて、未登録の情報がある場合は適正に登録作業を実施していただくようお願いします。
- (3) 消防機関が設置・管理しているAEDが有効に使用されるため、マップ情報のみならずAED設置施設の入り口への明示や設置場所までの誘導表示の充実など、必要な環境整備について検討していただくようお願いします。
- (4) 消防機関以外のAED設置者に対し、AED設置登録情報の財団への登録や適切な情報更新を呼びかけることなどにより、AED設置登録情報の充実に協力していただくようお願いします。

5 添付文書

- (1) 自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について（厚労省通知）
- (2) 自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（厚労省通知）
- (3) 日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を
地方自治体が活用するための手順書等について（厚労省通知）
- (4) AED設置登録情報の活用について（AED設置登録情報等に関する小委員会報告書）
平成27年6月23日 http://www.qqzaidan.jp/pdf_2/aedhoukoku.pdf

【参考URL】

- 日本救急医療財団全国AEDマップ
<https://www.qqzaidanmap.jp/>
- 情報登録案内「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」
<http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>
- 日本救急医療財団心肺蘇生法委員会AED情報及び表示マークの例
<http://www.qqzaidan.jp/AED/index.htm>
- 日本救急循環器学会AED設置場所指示マークの例
<http://www.j-circ.or.jp/aed/arrow/>

【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室寺谷救急専門官、新田係長、濱砂事務官
電話 03-5253-7529 E-mail kyukyusuishin@soumu.go.jp

資料 1-⑥ 厚生労働省医政局地域医療計画課における財団全国 AED マップの位置付け、重要性に関する見解

- 平成 27 年 8 月厚労省通知の発出当時とは違って現在では複数の AED マップが併存しており、当省としてもそれらの内容や動向について注視している。これら AED マップにはそれぞれ利点があり（一概に情報量の多さだけで優劣の判断はできず、アプリの使いやすさ、情報の正確さも重要）、日頃から AED マップの運用主体（救急医療財団及び日本 AED 財団）との間で「現状のマップ制度にはどのような課題があるか。」、「どのようなマップの運用形態が利便性・救命率向上の観点から望ましいか。」といった情報交換を行っているところ。
- 上記のような AED マップを巡る情勢の変化はあるものの、比較的運用時期の早かった財団全国 AED マップについては、全国エリアをカバーしており、複数の消防本部においてマップ情報の活用実績もみられることから、当省としては依然としてその機能を重要視しており、救命率向上の観点からも当該マップに登録された情報が正確であることは重要であると考えている。

(注) 当局の調査結果による。

資料 1-⑦ 総務省消防庁における財団全国 AED マップに関する見解

- 当庁は財団全国 AED マップを含む財団の AED 設置登録情報の有効活用等に関する平成 27 年 8 月消防庁通知を発出しており、財団全国 AED マップの正確性が向上されることについては、望ましいことである。

(注) 当局の調査結果による。

資料 1-⑧ 調査対象 30 機関における財団全国 AED マップの表示状況（令和 5 年 4 月時点）

区分	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県
法務局	【福岡法務局】  366488	【長崎地方法務局】  441704	【熊本地方法務局】  578913	【杵築法務支局】  426526	【鹿児島地方法務局】  439949
	【八幡出張所】  407588	【諫早法務支局】  441705	【八代法務支局】  590047	【佐伯法務支局】  -	【出水出張所】  547382
税務署	【博多税務署】  449156	【長崎税務署】  449140	【熊本東税務署】  583131	【大分税務署】  583139	【鹿児島税務署】  583154
	【小倉税務署】  449162	【諫早税務署】  449138	【八代税務署】  583132	【佐伯税務署】  583143	【出水税務署】  583158
ハローワーク	【ハローワーク福岡中央】  619869	【ハローワーク長崎】  406751	【ハローワーク熊本】  -	【ハローワーク大分】  -	【ハローワーク鹿児島】  -
	【ハローワーク小倉】  619886	【ハローワーク諫早】  -	【ハローワーク八代】  -	【ハローワーク佐伯】  -	【ハローワーク出水】  -


(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 : 正確な位置にマークが表示されているもの : 11 機関
- : マーク表示がないもの（これまで一度も登録が行われていない。） : 8 機関
- : マーク表示がないもの（過去に登録が行われたが、その後消失） : 9 機関
- : マークは表示されているが実際の庁舎の位置とは異なるもの : 2 機関

資料 1-⑨ 調査対象 30 機関における財団全国 AED マップ表示の改善状況（令和 5 年 9 月 13 日時点）

区分	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県
法務局	【福岡法務局】  福岡法務局 玄関付近 外部の使用を認める 672087	【長崎地方法務局】  長崎地方法務局 長崎法務局2階廊下 外部の使用を認める 671858	【熊本地方法務局】  熊本地方法務局 2 F 登記部門 678913	【杵築法務支局】  大分地方法務局杵築支局 正面入り口待合室 外部の使用を認める 669837	【鹿児島地方法務局】  鹿児島地方法務局 施設内 外部の使用を認める 670533
	【八幡出張所】  福岡法務局八幡出張所 玄関付近 外部の使用を認める 672089	【諫早法務支局】  長崎地方法務局諫早支局 長崎地方法務局諫早支局1階事務室内 外部の使用を認める 671860	【八代法務支局】  熊本地方法務局 八代支局 1 F フロア 熊本地方法務局八代 590047	【佐伯法務支局】  大分地方法務局佐伯支局 正面入り口待合室 外部の使用を認める 669839	【出水出張所】  鹿児島地方法務局 出水出張所 施設内 外部の使用を認める 670540
税務署	【博多税務署】  博多税務署 庁舎1階 外部の使用を認める 669173	【長崎税務署】  長崎税務署 庁舎一階 外部の使用を認める 669174	【熊本東税務署】  熊本東税務署 1F エントランス 外部の使用を認める 669504	【大分税務署】  大分税務署 2階 総務課入口横 外部の使用を認める 669524	【鹿児島税務署】  鹿児島税務署 1階総合窓口付近 外部の使用を認める 669561
	【小倉税務署】  小倉税務署 庁舎一階 外部の使用を認める 669172	【諫早税務署】  諫早税務署 庁舎一階 外部の使用を認める 669175	【八代税務署】  八代税務署 庁舎2階 総務課 事務室内 外部の使用を認める 669514	【佐伯税務署】  佐伯税務署 2階 総務課 事務室内 外部の使用を認める 669528	【出水税務署】  出水税務署 1階事務室 外部の使用を認める 669566
ハローワーク	【ハローワーク福岡中央】  福岡中央公共職業安定所 619869	【ハローワーク長崎】  長崎公共職業安定所（ハローワーク長崎） 669096	【ハローワーク熊本】  熊本公共職業安定所 熊本公共職業安定所1階求人募集スペース柱 外部の使用を認める 669481	【ハローワーク大分】  佐伯労働総合庁舎 1F 正面玄関入口横（空室ホール内） 外部の使用を条件付で認める 条件：1 F 総合案内へお声がけ下さい 669813	【ハローワーク鹿児島】  ハローワーク鹿児島 1階総合受付横 外部の使用を認める 672044
	【ハローワーク小倉】  小倉公共職業安定所 619886	【ハローワーク諫早】  諫早公共職業安定所（ハローワーク諫早） 1階事務室内 外部の使用を認める 669097	【ハローワーク八代】  八代公共職業安定所 八代公共職業安定所 1階事務室 外部の使用を認める 669483	【ハローワーク佐伯】  大分公共職業安定所 正面入り口右側 外部の使用を条件付で認める 条件：下記専用電話に呼び取り 669736	【ハローワーク出水】  ハローワーク出水 正面入り口 外部の使用を認める 672056

(注) 1 当局の調査結果による。

2  : 正確な位置にマークが表示されているもの : 30 機関

区分	マップ制度・ルールの認識、情報更新作業の実施状況等
法務局	<p>各県の法務局・地方法務局の本局が県内の各庁舎に設置された AED に関する業務を担当。県域を越えた情報共有の仕組みはなく、対応状況は県によって異なる。5 県の本局の状況は次のとおり。</p> <p>① ルール1 を正しく認識：1 局（鹿児島地方法務局） [平成 27 年 8 月厚労省通知：紙ファイルで保存] 担当者がルール1 を正確に認識しており、鹿児島地方法務局、同出水出張所ともマップ上に正しくマークが表示されていた。なお、ルール2 については知らなかった。</p> <p>② ルール1 を「製造販売業者の役割」と誤認：1 局（熊本地方法務局） [平成 27 年 8 月厚労省通知：文書保存期限超過により廃棄] ルール1 を「製造販売業者の役割」と誤認しており（ルール2 は知らなかった）、近年は情報更新作業を行っていない。このため、熊本地方法務局、同八代支局ともマップ上のマークは残っているものの直近の更新作業（平成 28 年 1 月）から 7 年以上が経過しており、あと数か月で消失のおそれがあった。</p> <p>③ マップ制度を承知していない：3 局（福岡法務局、長崎地方法務局及び大分地方法務局） [平成 27 年 8 月厚労省通知：保存されていたのは大分地方法務局のみ（電子ファイル）。 福岡法務局及び長崎地方法務局は文書保存期限超過により廃棄 担当者が財団全国 AED マップ自体を知らず（過去に登録が行われた形跡があるが経緯は不明）、近年は登録・更新作業を行っていない。調査対象 6 機関の状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 過去に登録が行われたが 8 年が経過しマークが消失：4 機関（八幡、長崎、諫早、杵築） ii 過去に登録が行われ、その後庁舎が移転したが、マークは移転前のまま：1 機関（福岡） iii AED の設置から日が浅く、まだ登録作業が行われていない：1 機関（佐伯）
国税局、税務署	<p>福岡国税局（福岡、佐賀、長崎の 3 県を管轄）及び熊本国税局（熊本、大分、宮崎及び鹿児島県の 4 県を管轄）では、いずれも平成 27 年 8 月厚労省通知は保存されていなかった（文書保存期限の超過により廃棄された可能性もあるが、詳細は不明）。</p> <p>両国税局では、管内税務署に設置された AED に関する様々な業務（マップ関係に限らず）について、普段は平成 27 年 6 月に国税庁本庁から示された「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（事務運営指針）」（注 2 参照）に沿って運用。また、AED 一斉更新（6～7 年に一度、本庁主導により国税局単位で行われる。）の際には、本庁から発出される指示文書に基づきマップ情報の更新作業を実施（管内税務署に対し登録書の作成・提出を指示し、署から提出された登録書を取りまとめて本庁に送付）。</p> <p>両国税局では、AED 更新時期の差異等に起因して、次のような違いがみられた。</p> <p>福岡国税局 上記指針に「救急医療財団への AED 設置情報の登録は製造販売業者を通じて行う」と記載されているためルール1 について「製造販売業者の役割」と誤認しており、直近の AED 更新時（平成 29 年 9 月）にはマップ情報の更新作業を未実施。 ※ 当時、国税庁本庁からの指示文書が発出されなかった可能性もあるが、詳細は不明。 ⇒ 同局管内の 4 税務署（博多、小倉、長崎及び諫早）ではマップ上のマークが消失。</p> <p>熊本国税局 直近の AED 更新時（令和 5 年 2 月）に本庁指示に基づく対応（管内税務署から提出された登録書の取りまとめ等）を行ったばかりで、ルール1 については正しく認識（マップ上のマークの消失例もなし）。</p> <p>一方、令和 4 年 12 月に同局管内の佐伯税務署において庁舎移転が行われた際には、局・署とも「通常あまり想定していないレアケース」との理由から「マップ上に表示されている旧庁舎のマークを消すべき」という点まで意識が及ばず、移転後も約 5 か月間、古いマークが残ったままの状態となっていた。</p>
労働局、ハローワーク	<p>調査対象 5 労働局及び 10 ハローワークでは、いずれも財団全国 AED マップ自体を承知していなかった。</p> <p>5 労働局では平成 27 年 8 月厚労省通知は保存されておらず、当該通知を受領した形跡も確認できず。</p> <p>10 ハローワークにおけるマップ情報の登録・更新状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 一度も登録が行われていない：7 ハローワーク（諫早、熊本、八代、大分、佐伯、鹿児島、出水） ii 過去に登録が行われたが 8 年が経過しマークが消滅：1 ハローワーク（長崎） ※ 登録時期・経緯は不明。平成 27 年 8 月以前に製造販売業者によって文字情報が登録された可能性あり。 iii 過去の登録（平成 29 年 2 月）から 8 年が経過していないためマークが残っているものの、既に 6 年以上が経過しており、あと 1 年数か月で消失のおそれあり：2 ハローワーク（福岡中央、小倉） ※ 上部機関である福岡労働局が、マップ情報更新作業を製造販売業者に任せる旨を契約時の仕様書に記載。しかし、実際にはこの仕様書どおりの運用は行われておらず、令和 4 年 2 月に AED を更新した際には、AED 管理者・製造販売業者のいずれも AED 設置情報の登録を行っていなかった。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 この指針には AED 関連業務全般にわたり国税局や税務署の担当者が遵守すべき事項が定められており、財団全国 AED マップへの情報登録については「3 設置情報の周知・公開」の中で「AED の設置庁舎の住所及び設置場所等を AED の製造販売業者を通じて、一般財団法人救急医療財団に登録し、同財団が運営する AED マップ等により公開する。」と記載。

資料1-11 救急医療財団ホームページにおける財団全国 AED マップに関する新ルールの説明

① 救急医療財団ホームページの「AEDの登録・変更方法/削除依頼/リンク」をクリック



② プルダウンメニューの中から「Q&A」をクリック



Q Q : 9 一覧に設置施設名が表示されますが、地図上に表示されてません。

A A : 9 平成30（2018）年4月より設置年月日から8年以上経過したAED設置登録情報については、財団全国AEDマップの地図に表示されなくなりました。設置されているAEDが耐用年数越えていないか、ご確認をお願いいたします。

③ 画面下にスクロールすると、Q9に「8年で表示が消えるルール」が記載されている。

(注) 救急医療財団のホームページ情報に基づき当局が作成した。

資料 2-① 「AED の適正配置に関するガイドライン」(平成 30 年 12 月 15 日付け) (抜粋)

3. AED の施設内での配置方法

以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても 5 分以内に AED の装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内の AED はアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では運動に関連した心停止が多いことから、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AED の配置場所が容易に把握できるように施設の見えやすい場所に配置し、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示することが求められる。
- (3) AED を設置した施設の全職員が、その施設内における AED の正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り 24 時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AED の使用可能状況について情報提供することが望ましい。地方公共団体による行政監査で、AED 収納ボックスが施錠されていたケースなどが指摘されている。
- (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表 3:施設内での AED の配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から 5 分以内に電気ショックが可能な配置
 - 現場から片道 1 分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED 配置場所への通報によって、AED 管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板)
3. 誰もがアクセスできる(カギを掛けない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)
4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置
5. AED 配置場所の周知(施設案内図への AED 配置図の表示、エレベーター内パネルに AED 配置フロアの明示等)
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

(注) 下線は当局が付した。

資料 3-① 厚生労働省が平成 21 年度に発出した AED の日常点検等に関する通知

- 「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」 (平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省医政発 0416002 号・薬食発第 0416002 号医政局長・医薬食品局長通知) <抜粋>

自動体外式除細動器 (以下「AED」という。) については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎 (出先機関を含む。) 等において設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いします。

- 別添：「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」 (平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省医政発 0416001 号・薬食発第 0416001 号医政局長・医薬食品局長通知) <抜粋>

AED は、薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号) に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いいたします。

記

1. AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎 (出先機関を含む。)、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理している AED の適切な管理等を徹底すること。

(別紙)

AED の設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AED の設置者 (AED の設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。) は、設置した AED の日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施して下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AED の使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AED の点検担当者は、AED の日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(注) 下線は当局が付した。

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディックCU-ER1 アイパッドNF1200 シーユーSP1	株式会社 CU	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	AED保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフバック (LIFEPAK) サマリタン (Samaritan)	日本ストライカー株式会社 (旧フィジオコントロール ジャパン株式会社)	ライフバックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス ・ジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/ AED/index.page
	フクダ電子株式会社	AEDコールセンター 0120-86-1817	https://www.fukuda.co.jp/ aed/
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
自動体外式除細動器レス キューハート(HDF-3500) パワーハート G3 (HDF-3000)	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	https://www.aedomron.co.jp/
カーディアックレスキュー RQ-5000	日本ライフライン 株式会社	AEDコールセンター 0120-001-332	http://www.aed-rescue.com

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるために、AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団を通じて全国のAED設置情報を分かりやすく公開し、AEDの積極的な活用を促しています。登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの販売業者または日本救急医療財団へお問い合わせください。

(参考) 日本救急医療財団 全国AEDマップ (一般財団法人日本救急医療財団)
<https://www.qqzaidanmap.jp/>

AED の点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

サポートサービスの活用を！

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理自体を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

[サポートサービスの例]

- AEDに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- 購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からのハガキやメールに注意

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることがあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。

そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。



厚生労働省

厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬安全対策課 電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758

AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/aed/

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医薬品・医療機器

>AEDの点検をしていますか

2 / 2

(注) 厚生労働省の資料による。

資料 3-③ 製造販売業者による表示ラベルの記入・添付等に関する厚生労働省の通知

○ 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日付け 厚生労働省薬食発第 0416001 号医薬食品局安全対策課長通知）＜抜粋＞

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、別添のとおり、AED の設置施設等において、その適切な管理等が実施されるよう、各都道府県知事あて医政局長及び医薬食品局長の連名通知を発出したところです。

については、貴社が製造販売する AED について、速やかに、下記の対策を実施するようお願いいたします。

記

1. 表示ラベルの作成等について

AED の設置施設等において、設置された AED の電極パッドや及びバッテリーの交換時期等を容易に確認することができるラベル（以下「表示ラベル」という）を作成すること。

1) 表示ラベルの記載内容について

表示ラベルには、電極パッド及びバッテリーの交換時期の記入欄を作成すること。また、バッテリーの交換時期に関する注意事項として「バッテリーは AED の設置環境や、使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である」旨を明記すること。

2) 表示ラベルの取扱いについて

ア. 新規の AED 販売時の対応

AED を新たに販売する際には、電極パッド及びバッテリーの交換時期を記入した表示ラベルを取り付けた上で販売すること。

その際、表示ラベルは、通常の設定状態において記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けること。

また、容易に外れたり、使用時に AED の取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けること。

イ. 既に設置されている AED への対応

既に設置されている AED については、薬事法施行規則第 173 条第 1 項及び第 2 項の規定により、AED を販売、授与又は賃貸した際に記録した購入者又は把握している設置者に対して、販売業者又は賃貸業者と連携の上、表示ラベルを提供すること。

その際、設置者に対して、表示ラベルに現在設置されている AED の電極パッド及びバッテリーの交換時期を記入した上で AED に取り付けるよう促すとともに、AED の適切な管理等を実施するよう周知すること。

ウ. 消耗品交換時の対応

交換のため、電極パッド又はバッテリーのみを販売する際には、次回の交換時期を記入するための新しい表示ラベルやシール等を添付すること。

その際、AED の設置者に対して、電極パッド又はバッテリーの交換時には、新たな表示ラベル又はシール等に次回の交換時期を記入し、古い表示ラベルの上から貼り付けることで、交換時期に関する情報を更新する旨を分かりやすく説明すること。

2. 必要な情報の提供等について

設置者が AED の適切な管理を実施できるよう、電極パッド及びバッテリーについて、表示ラベルへの交換時期の記入方法、AED 本体又はケース等への取り付け方法、日常点検の重要性及び実施方法（インジケータの確認法、異常時の対応、連絡先等）その他必要な情報を分かりやすく提供するとともに、日常点検の結果を記録するためのシートや手帳等を販売業者及び賃貸業者等と連携し、購入者又は設置者からの求めに応じ交付すること。

(注) 下線は当局が付した。

資料 3-④ 熊本地方法務局が策定した「自動体外式除細動器（AED）管理要領」

自動体外式除細動器（AED）管理要領

（管理者）

第1 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置するときは、設置する各庁ごとに、その管理者（以下「AED管理者」という。）を定めるものとする。

なお、AED管理者は、原則として、本局は会計課長、支局は支局長とする。

2 AED管理者は、同施設の管内（市区町村、消防機関又は医療機関等）で実施する普通救命講習を受講し、AEDの適切な使用及び維持管理に努めるとともに、毎年1回程度、同施設の職員に対し、市区町村、消防機関又は医療機関等が実施するAEDの操作を含む救命講習（以下「救命講習」という。）を受講させるよう努めるものとする。

（使用報告）

第2 各庁に設置されているAEDが使用されたときは、AED管理者は、速やかにAED使用報告書（別添様式第1号）を作成の上、総務課長あて報告するものとする。

（AEDの点検等）

第3 AED管理者は、AEDの点検等（以下「日常点検等」という。）を実施する「点検担当者」を、救命講習を受講した職員の中から1名選任し配置するものとする。

2 点検担当者は、以下の日常点検等を実施し、その結果を点検表（別添様式第2号）を作成の上、1週間分を取りまとめて、毎週初めにAED管理者へ報告するものとする。

一 日常点検の実施

1日1回、AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認する。

二 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者又は納入業者（以下「製造販売業者等」という。）から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、その内容が外部から容易に確認できるようこれを取り付け、日頃から、電極パッド等の交換時期を管理する。

三 消耗品交換時の対応

電極パッド及びバッテリー等消耗品の交換を実施する場合は、新たな電極パッド等の表示ラベルに次の交換時期等を記載し、AEDに取り付けるなど適切に実施する。

3 点検担当者は、日常点検等を実施した際にAED本体又は収納ケース等に異常が見られた場合は、速やかにAED管理者に報告するとともに、同管理者の指示のもと、AED取扱説明書に従い対応を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者等（支局においては、会計課経由）へ点検を依頼するものとする。

（AEDの維持管理）

第4 会計課長は、AEDの維持に必要な措置を行うほか、AED管理台帳（別添様式第3号）を備え付け、これを管理するものとする。

（注）下線は当局が付した。

AED日常点検表

製造番号: 0244914
令和5年4月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

リチウムバッテリー(定期交換部品)
 リチウムバッテリーが取り付けられている
 使用期限: 令和5年2月14日
 バッテリー装着日: 令和4年2月14日

電極パッド(定期交換部品)
 成人用電極パッドが接続されている
 予備の成人用電極パッドがある
 小児用電極パッドがある
 使用期限: 令和6年9月

リチウムバッテリー(定期交換部品)

リチウムバッテリーが取り付けられている

使用期限: 令和5年2月14日

バッテリー装着日: 令和4年2月14日

電極パッド(定期交換部品)

成人用電極パッドが接続されている

使用期限: 令和6年9月

予備の成人用電極パッドがある

使用期限: 令和6年9月

小児用電極パッドがある

使用期限: 令和6年9月

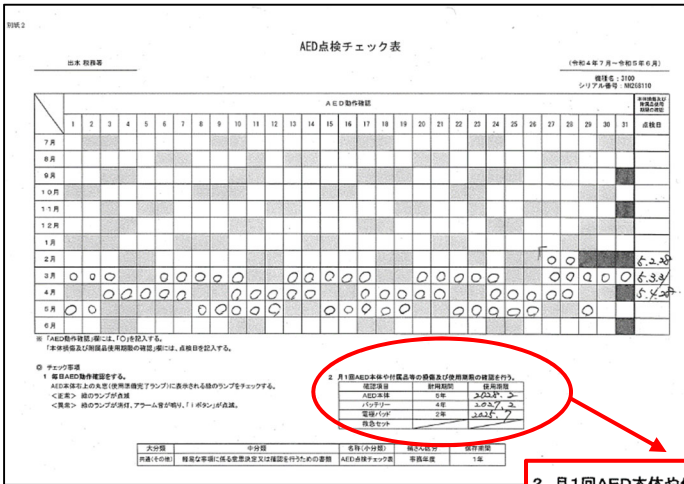
本体型名: AED-3100
 製造番号: 0244914
 設置日: 2022年2月
 保証期間: 設置日より5年間
 耐用期間: 設置日より8年間
 成人/小児用電極パッド使用期限: 2024年09月
 バッテリー装着日: 2022年2月14日
 バッテリーの持続寿命は約4年です。

表示ラベルには製造販売業者により消耗品使用期限に関する情報が記入（又はシール貼付）されており、法務局のAED管理担当者はこの情報を「AED日常点検表」に転記。

担当者が日頃から点検表に日常点検の結果を記録する際にこの情報も目にするため、消耗品使用期限を先念して交換時期を逸することを防止できる仕組みとなっている。

(注) 当局の調査結果による。

資料 3-⑥ 税務署における消耗品使用期限の管理状況〔出水税務署の例〕



AED点検チェック表

(令和4年7月～令和5年6月)

経理室: 2100
シリアス番号: 0000010

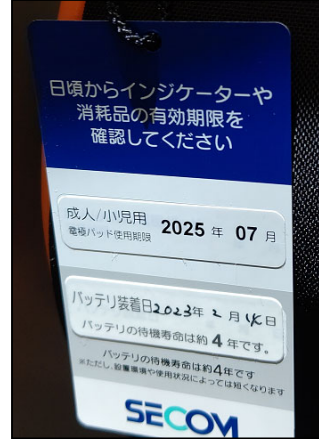
AEDの動作確認

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	点検日		
7月																																		
8月																																		
9月																																		
10月																																		
11月																																		
12月																																		
1月																																		
2月																																		
3月																																		
4月																																		
5月																																		
6月																																		

※ 「AED動作確認」欄には、「○」を記入する。
「本体点検及び附属品使用期限の確認」欄には、点検日を記入する。

○ チェック事項
1 点検日の動作確認をする。
※ 点検当日の点検時間確保完了ラベルに高圧される際のランプをチェックする。
<点検> 緑のランプが点灯
<異常> 緑のランプが点灯、アラーム音が鳴り、「1」ボタンが点灯。
2 2月1回はAED本体や付属品等の点検及び使用期限の確認を行う。

項目	耐用期間	使用期限
AED本体	5年	2028.2
バッテリー	4年	2027.2
電極パッド	2年	2025.7
救急セット		



日頃からインジケータや
消耗品の有効期限を
確認してください

成人/小児用
電極パッド使用期限 **2025年 07月**

バッテリー装着日2023年2月14日
バッテリーの待機寿命は約4年です。

バッテリーの待機寿命は約4年です
※ただし、設置場所や使用状況によっては短くなります

SECOM

2月1回AED本体や付属品等の点検及び使用期限の確認を行う。

確認項目	耐用期間	使用期限
AED本体	5年	2028.2
バッテリー	4年	2027.2
電極パッド	2年	2025.7
救急セット		

法務局でみられた取組（資料 3-⑤参照）と同様、表示ラベルの情報を「AED 点検チェック表」に転記し、担当者が日頃からこれを目にすることで消耗品使用期限の失念を防ぐことができる仕組み

(注) 当局の調査結果による。

資料 3-⑦ 熊本労働局における日常点検の徹底に向けた改善方策に関する意見

○ 今般、平成 21 年 4 月厚労省通知の内容を知り、管内のハローワークに対し AED の日常点検を励行するよう通知を发出したが、各ハローワークの担当者が通常 2～3 年で交代している事情を勘案すると、単発的な指示だけでは一時的な改善は見込まれるものの長い目で見ると取組が十分定着せずにもた数年後に途絶えてしまう可能性も否定できない。

将来的にも日常点検の取組が確実に継続していけるよう、他機関における取組状況（例：法務局における管理要領に基づく運用等）を参考にしながら、何らかの組織的ルールを策定する等の方策について検討したい。

(注) 当局の調査結果による。

資料 3-⑧ 長崎労働局における日常点検の徹底に向けた改善方策に関する意見

○ AED の日常点検は緊急時の救命措置に関わるものであるため、現状の個々の担当者間の判断や引継ぎに頼った運用では継続的なものとならないおそれがあり、適切ではないと考えている。

○ 今回調査を契機として、例えば当局から管内のハローワークに対して定期的にリマインドの文書（事務連絡等）を发出するなど、日常点検が確実に定着・継続できるような組織的な管理体制を構築する方向で検討したい。

(注) 当局の調査結果による。

資料 3-⑨ 大分労働局における日常点検の徹底に向けた改善方策に関する意見

- 局としても日常点検の必要性や方法（インジケータの役割等）について認識しておらず、ハローワークに対する指示も特段行ってこなかった。今回調査対象とされた 2 ハローワーク（大分及び佐伯）ではたまたま製造販売業者からの教示を受けて日常点検を行っていたが、それ以外のハローワークでは行われていない可能性もある。
- 今回調査を契機に管内ハローワークにおいて日常点検（記録作成も含む。）の取組を定着させる必要性を感じており、そのためには管理要領のような組織的ルールを策定することも有効な手段の一つであるとする。

（注）当局の調査結果による。

資料 3-⑩ 鹿児島労働局における消耗品の交換時期の把握徹底に向けた改善方策に関する意見

- これまでは「電極パッドやバッテリーには使用期限があることを局としても十分認識しておらず、管内のハローワークに対し特段の指示は行っていなかった。
ハローワークにおいても消耗品の交換が必要という意識は浸透していないと考えられ、製造販売業者等からの連絡を受けてから対応していたのが実態であり、この状態が続けば消耗品の使用期限超過という事態が発生するおそれがあるため、今回の調査を契機として、組織的な管理体制を構築する予定（局における管理台帳の作成も選択肢の一つ）である。

（注）当局の調査結果による。

資料 3-⑪ 大分労働局における消耗品の交換時期の把握徹底に向けた改善方策に関する意見

- 大分県内のハローワークに設置された AED 本体の更新、消耗品の交換に関する契約事務は当局が一括して担当しているが、消耗品の交換時期についてはこれまで局として把握しておらず、個々のハローワークから依頼がある都度、電極パッドやバッテリーの購入業務に着手するという対応を行ってきた。

しかし、全てのハローワークの担当者が消耗品の交換時期について把握できているとは限らず、これまで消耗品の使用期限超過が発生しなかったのは、適時に製造販売業者からの連絡が行われていたからとも考えられる。

このような運用方法では、万一業者からの連絡が途絶えた場合等に消耗品の使用期限超過が発生してしまうおそれもあるため、今回の調査を契機に他県（福岡、長崎及び熊本）の労働局における取組を参考に、令和 5 年 6 月に新たに管理台帳を作成し、管内ハローワークにおける消耗品の交換時期を一括管理する取組を開始した。

（注）当局の調査結果による。

資料 3-⑫ 厚生労働省大臣官房地方課における日常点検についての今後の改善方策に関する見解

○ 救急救命機器である AED は「日頃から適正に管理されていてしかるべき」であり、複数のハローワークで日常点検や消耗品交換時期の把握が行われていなかったことは、全国の労働局・ハローワークを総合的に監督する立場の当課として看過できない事態である。

平成 21 年度当時の通知発出状況について詳細な状況は確認できなかったが、発出漏れであった場合は今回九州管内のハローワークでみられたような状況が全国のほかの地域でも起きているおそれもあり、突然の心停止事案がいつどこで発生するか分からないことを勘案すると、一刻も早く全国レベルでの改善策を省として講じる必要があると考える。

具体的には、AED 管理担当部署の主導で全国の労働局に対する通知を発出し、日常点検の必要性等を改めて周知徹底することになると考えられるが、どのような通知内容にするかについては、今回九州管区行政評価局の調査でみられた法務局や税務署における取組も参考にしつつ、関係部署（医政局、医薬局、職業安定局等）と協議したい。

（注）当局の調査結果による。

資料 3-⑬ 厚生労働省医政局地域医療計画課における日常点検についての今後の改善方策に関する見解

○ 平成 21 年 4 月厚労省通知については、労働局に対する発出漏れがあった可能性もあり、現に九州管内の複数のハローワークにおいて当該通知に規定した日常点検や消耗品交換時期の把握が励行されていなかった状況を踏まえると、省として早急な改善策が必要と考えており、できるだけ早期に全国の労働局宛てに日常点検の必要性・実施方法等を周知する通知を発出したい。

今後、大臣官房地方課など関係部署とも連携しながら対応を進めていくが、通知の内容については、単に平成 21 年 4 月厚労省通知のリマインドではなく、①同通知の発出から十数年が経過し、当時とは AED 管理を取り巻く環境も変化してきていること（注）、②今回の九州管区行政評価局の調査において同通知には規定していなかった効果的・効率的な取組（例：消耗品の購入業務を担当する上部機関において複数施設の消耗品使用期限を一括管理）もみられたことを勘案し、より実態に即した AED 管理者にとって使いやすいものにしたい。

（注）当局の調査結果による。

資料 3-⑭ 厚生労働省医薬局医薬安全対策課における AED 日常点検に関する見解

○ 平成 21 年 4 月厚労省通知の発出状況について確認を行ったが詳細については確認できず、発出漏れがあった可能性も否定できない状況であった。

一方、当局（AED 製造販売業者に対する監督業務を所掌）ではこれまで製造販売業者や業界団体に「AED 管理者（民間・行政機関を問わず）に対する日常点検の必要性・方法等に関する情報提供」を要請してきたところであり、これを受けた製造販売業者からの働きかけによって AED 管理者における日常点検が励行されている例も少なくないと認識している。

（注）当局の調査結果による。

○ 「AED の適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月に日本救急医療財団が作成し厚生労働省が公表、その後 30 年 12 月に改正) <抜粋>

6. AED 使用の教育・訓練の重要性

AED の設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置された AED を維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等が容易に AED を見つけ出せるようにする。

そして、教育と訓練により AED を使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AED があってもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている。AED を有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般人の心肺蘇生法に対する理解を深め、AED を用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。

胸骨圧迫と AED の操作にポイントを絞り、短時間で学ぶことのできる入門講習も積極的に活用し、少なくとも胸骨圧迫と AED の操作が実践可能な人々を増加させ、設置が広がりつつある AED を有効に活用することのできる社会を築き上げる必要がある。

教育と訓練に当たっては、AED 設置施設の関係者とそれ以外の一般人に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED 設置施設関係者に対する教育と訓練

AED 設置施設関係者は、より高い頻度で AED を用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りの AED 設置場所を把握しておくとともに、AED を含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくこと必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。しかし、質の高い救命処置を行うために AED を用いた救命処置訓練が行われることが望ましいと考える。そのためには教室での講習だけでなく、自施設内で救命訓練を行うことも重要である。自施設内の様々な場所で心停止が発生した場合を想定し、誰がどのように動き、119 番通報、AED 運搬などにあたるかをシミュレーション体験してみることも有用である。

(注) 下線は当局が付した。